

第16日目(3月17日)

議長(駒形正博君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は41名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、小倉一朗君、葬儀のため午前中欠席。大平修平君、葬儀のため午後2時まで欠席。関 佐市君、入院のため欠席。井口助役、国際情報高校卒業式のため午前中欠席。戸田収入役、公務のため午後3時から早退。中俣 誠君、葬儀のため10時から12時まで中退。貝瀬厚一君、病気療養のため午後から早退。以上の届出がでておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 なお、局長から発言を求められておりますので発言を許します。

議会事務局長 おはようございます。昨日、中俣議員の方から議事進行についてということで、私の方で答弁をさせていただきましたが、ちょっと私の方で訂正をさせていただきます。申し訳ございません。昨日、私の方からは会議に諮るのが筋だろうということで申し上げたわけでございますけれども、よくよく調べましたり、今日もいろいろと調べていただいた方がございました。慣例によって私の方で延会の措置の取り扱いがちょっと間違っ、それも含めての答弁を申し上げたわけでございますけれども、これは議長の職権で宣告をすれば、会議時間を延長することができるということでございますので、会議に諮る必要はないということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。訂正をさせていただきます。

議長 本日の日程は配布のとおりといたします。

第31号議案、歳出の審議を続行いたします。第6款、農林水産費に対する質疑を続行いたしますが、まず昨日資料の提出のため保留をした件について、答弁と資料の説明を求めます。

農林課長 おはようございます。それでは資料をお配りさせていただきましたので資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。まず取り組みの経過でございますが、平成12年度に第3セクター 株式会社アグリコアが事業主体になりまして、地元で生産される加工用ブドウを利用し、地産地消等を推進して地域の活性化を進めようということで農業改善事業に取り組みました。それで同年にワイナリーとレストランを建設いたしました。町ではそこに供給する加工用のブドウの植栽について、これは醸造量というものが242キロリットルということでワイナリーが施設を作っております。それに基づきまして約1反歩、10アールあたりですが1.7トン収穫するという設計で醸造量が設定されております。それらに基づきましてそこに供給するワインの原料として12町歩拡大しなければならないということで、12年度からこの事業に取り組んできました。

この事業につきましては、旧大和町では最重点施策というような中で都市と農村の交流を図るためには、ひとつ越後ワインという特産品もあったわけですが、それをもう少しレベルアップして大和町にお客さんと呼んでくるというような事業でこれ取り組まれたものでございます。なおこの実績等につきましては表に記載されているとおりでございますが、

12年度から16年度までに右側の方が植栽された実際の面積でございます。それで17年度に一応2町歩予定しておりましたが1.8町歩程度に落ち着くのではないかとということなことです。予定といたしましては8.62ヘクタールほど12年度までに造成させていただきたいというふうに考えております。

それから17年度の事業の計画でございますが、下に書いてありますように場所につきましては南魚沼市の五箇地内、これ河岸段丘の上になります。ここが少し荒れている土地というようなことで、昨年度災害等も発生しておりまして、集落の説明会等も行ったわけですが、もう少しきちんとして管理してそういうものに使って欲しいというようなことで、その地内を選びまして昨年度から取り組みをさせていただいているところでございます。

事業主体につきましては旧大和町に東ブドウ生産組合というものがありまして、そこが事業主体になってこの事業全般に取り組んでいるということでございます。横に数字等を載せてありますが、事業費といたしましては造成客土ということで約3,362万6,000円ということでございます。県の方から造成につきましては50パーセントというようなことで、約1,680万円ほど歳入を見込んでおります。市の助成ということで約35パーセントになります。1,520万円見込みました。それと、その分にかかる事業者の負担ということで、約528万6,000円ということでお願いをすることになります。下の方には施設と苗木というようなことで分けてありますが、事業費としては3,240万円ほど見込んでございます。県の方からはこの事業につきましては、施設は40パーセントということになっておりますので、補助率40パーセントを見込みまして約1,296万円ということで見込みさせていただきました。市の方では1,134万円ということで約35パーセントでございます。事業所の負担ということで810万円、25パーセントということでございます。合計につきましては下の方に記載されているとおりでございます。以上でございます。

中俣 誠君 資料を提出いただいてありがとうございます。なかなか簡単な資料でもう少しきちんとしたのが出てくるのかなと思ったんですけども。何点かお聞かせをいただきたいと思いますが、この東ブドウ生産組合ということですが、この組合はどれくらいの件数でやっていらっしゃるのか。それからそうすると土地の所有者と同じ諸なのか。なんか私がちらっとこう見ると境川で生産組合でいうと借地か何かじゃないかと思うんですけども、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。どのような川をあれになっているのか。

今後ずっと2、4、6年間目になるわけですが同じ条件でやってきたんじゃないかと思うんですけども、12ヘクタールを設定しているということですが、12ヘクタールまではいくら財政難でもこれが達成するまでは、この同じ市の補助なり県の補助でやるという予定で進んでいるのか。それから、こう言うと失礼ですけども、昨日も話題になりましたあの稲茶ですね。始めたと思ったら補助金をもらったものがあつという間にああいう状況になって、競売、競売で広報に出ています。補助金の関係でああいう競売になっているかと思うんですけども。ブドウが採れないとか、補助率が終わった時にはどんなになってもいいとい

うような、その補助金に関する条件というのはどういうふうになっているのか。4年間7万円ずつという田んぼだったら米2俵半もらえるわけですね、金額的に。2俵半以上くらいになりますかね。すばらしい条件で整備が進むということですが、その辺もう少し条件的なものを教えていただきたいと思います。

それから財政課長、これだけの財政難でまだ始めたころはそれほど逼迫していなかったかもしれませんが、個人というかこういう組合にこれだけの町から 今後は市の補助率というのは、どうも勉強不足ではあれですが、どの程度ございますか。同じような補助率で事業をやっているようなものがございましたら教えていただきたいと思います。以上よろしくお願ひしたいと思います。

農林課長 まず東ブドウの生産組合の組合員数は今現在14名でございます。それから土地の関係ですが、これは東ブドウ生産組合員で事業にあたるわけですが、任意の生産組合になっておりますので、土地について借地ができないということで個人の土地になっております。ただ、東ブドウ生産組合全体でこの取り組みにあたるということになっておりますので、生産の、何といいますか作り方、統一を図るための研修会ですとか、このブドウの植栽を進めるための推進活動ですとか、共同の防除等が、東ブドウ生産組合の主な任務といえますか仕事になってございます。

それから12町歩まで続けるのかというご質問でございますが、私どもとすればできれば、できればと言いますか、この補助事業の絡みの中で先ほど話しましたように、容量が12町歩に匹敵するこの容量ということで設計されておりますので、できるだけ12町歩に近づけるように、また今後は六日町地域の皆さん等でお願ひできるのであれば進めていきたいというふうに考えております。財政等の費用対効果というような部分もございまして、十分にまた検討させていただく中で、今、もしこの事業が17年度予定どおり進めば、約70パーセント以上の利用率といえますか、国の基準はオーバーするわけです。できれば農業振興というような考えの中で取り組みしていただける方がおれば進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから稲茶と比べられてもちょっと困るわけなんです。このブドウにつきましては旧大和町では、昔ブドウを作っていました。ワイン棧というのがありましてそこでそれだけの実証があったというような中で、レインカット方式という方式で取り組めば、秋の雨つゆから実を守ることができるというようなことですので、レインカット方式で今取り組んでいるわけでございます。設計上は1反歩1.7トン収穫することができるという植え方といえますか、生産管理する方法になっております。それで一応お金につきましては、アグリコアが全量買うと。とにかくできたものは全部アグリコアが買いますということで東ブドウ生産組合とアグリコアの間の協定では、糖度等によりますけれども、1キログラム200円から220円で購入するということです。これがご存知のように作付けしまして4年間程度はブドウはほとんど実がならないと。これはだいたいスパンが25年というかたちで、苗木を育てることになってございます。したがって最初にこういじめてしまうと後が続かないという

ことから、専門の技術屋さん等が研究した結果、4年目、造成して5年目になるんですけども、そこから計算しまして約20年間、さっき言いましたように1.7トンの200円ということでだいたい34万円ぐらいでしょうか。米よりも収穫が上がるというようなことで、この事業には設定をさせていただいております。また県の方でも途中で苗が枯れたりというような場合は、これはアグリコアがその枯れた苗については補てんして植えていくというような事業になっておりますので、決して駄目になるという事業ではございません。

本体のアグリコアにつきましてもワインがなかなか厳しい状況ではございますが、これらの事業を踏まえて、鋭意、製造販売努力しておりますので、稲茶とは私どもは性格が違うものだというふうに考えておるところでございます。それと・・・(「補助金返還」の声あり)

補助金返還については当然、苗が全部枯れてしまってやめてしまったということになりますと資材、造成をしているわけですので、当然補助金返還の対象になります。これは造成については年限はございませんが、資材、これが腐らないなと言いますか銅縁のパイプと言いますか、それでしていますので、約20年間償還期間と言いますかがありますので、20年以上はしてもらわなければ駄目だと。それ以下でやめると発生してしまいます。

財政課長 このブドウの発端でございますが、国際大学の用地の提供に66町歩、農地を無償で当初国際大学の方へ提供するというようなことが発端でした。実際的には町が土地を買収して国際大学に無償提供すると、地権者に税金がかかるというようなことで、国際大学が農地を土地取得で直接買ったんですが、土地代を大和町が10年間に亘って国際大学に支出すると。広大な農地を提供するというようなことで、農業、稲に代わる何らかの産業、農作物を興こしたいというような願いがありました。当時ちょうどまた減反が始まりまして田んぼの改良ができないというような中で、山の荒地でもどこでも何とかブドウを作れるというようなことで、ブドウのワイン醸造が始まってきたわけです。そういう複線があっているいろやってきた中で、さらにそれを拡大して今のそのアグリコアの取り組みとなったということの初志がありました。その事業の取り組みの時点では、大和町議会でもかなり議論があって、そうした中で議論を戦わせながらこの方向を見出してやってきているということだけ一つご理解をいただきたいと思えます。

それから事業のこうした継続がほかにあるかということになりますと、農業関係のいろいろな補助金で機械を導入するとかいろいろなことは、単年度でそういう部分はありますが、これだけ大規模にまた年数をつなげての事業はほかにございません。以上でございます。

中俣 誠君 私はこの事業が悪いとか良いとかということは、申し上げるつもりは全然ございません。さるお方がお書きになったブドウのこの本も読んでいますし、隣の町ですのでどういう事業で始まったとかというのもわかっております。ただこういう財政状況の中で、あまりにもこれほどの補助だったということ、私は存じていなかったもので、詳しいことをもっと教えてくれということで始めたわけですけども。これだけの財政難の中で補正をしていくわけですから、こういう事業がややもしてとか、いやなんだとかということのないように、やっぱり行政としてはきちんと補助を出すだけではなく監視をしていっていた

だきたい。造成一つとって、できるだけ安くやっていくようにやっぱり指導をして補助金を少なくしていくとか、そういう目配り、気配りもしながらやっていって初期の目的をやっぱり達成してもらわなきゃならないと思います。その程度で要望してやめておきますけれども、決してやめるとか、これだけの補助金を出すなとかということをおっしゃっているわけじゃありません。その辺はご理解をいただいた上で事業推進の中できちんとやっていただきたいということです。何か言うことがあったらあれですけども、なかったらこれで終わります。

議 長 課長、答弁はありますか。

農林課長 答弁と言うか。今の中候議員のおっしゃるとおりだと私どもも思っておりますので、この事業執行にあたりましては、東ブドウ生産組合を指導する中で、できるだけ安価でできるような指導も強くしていきたいというふうに考えております。またいろいろとご理解をいただきましてよろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 この件に関連の質疑を受けます。

岩野 松君 補助率が非常に高いなというのは、やはり私も感じたところなんですけれども。この今年度で1.8ヘクタールの補助金で1反歩扱いにしますと約370万円近くの数字になるのか、という計算になりました。非常に高額な資本投下だなという思いをしています。ちょっと細かいことをお聞きしますが、今までと同じようなやり方で12年度からされてきたかと思うと、最初の12年度のものもうブドウの収穫ができ始めていると思います。そういう意味では昨年度はどれくらい収穫があったのかというのが1つと、それからブドウの苗は何本ぐらい1反歩植えるという指導になっているのか。細かい話ですが、まずそれをお聞かせください。

それと私はブドウに関連して生産組合だけでなく、そのワイナリーというかアグリコアというのがその前に償還補助金があります。その前にブドウ栽培交付金というのがありますが、このブドウ栽培交付金というのはどういうお金なのかということもあわせてお聞きしたいと思います。アグリコアは第3セクターだというふうに聞いておりますが、今の話の中で、越後ワインが大和にはそういう生産があった。それとそのブドウの生産をあれするという意味で、そこに繋げるというかたちでやられたというふうにお聞きしました。それでその越後ワインのかたちが、アグリコアにどう係わっているのかという中で、越後ワインというのは未だに株式会社か何かで残っているのかどうなのか。それからアグリコアは約3分の1自治体が出資をしたというふうに聞いておりますけれども、役員構成がどうなっているかもしお知らせできたらまずそこまでお願いします。

農林課長 まず事業費の関係でございますが、昨日もお答えさせていただいたように、事業費的には造成と施設というようなことで分けてはございますけれども、1反歩あたり180万円、180万円ですので360万円ほどかかるということでございます。それとあと県の補助金、市の補助金はそれに基づいて設定させていただいたということでございます。

それから交付金の関係でございますけれども、交付金につきましては先ほど中候さんの時

にもその時にもお答えさせていただきましたように、4年間ほど実が採れない、収量が上がらないということの中で、いろいろ手入れ等の費用がかかっているというようなことから、それらの所得保障というわけではございませんけれども管理費的なものということで、これにつきましても昨日お話ししましたように、ほかの町では1反歩あたり10万円ほど出して拡大推進を図っているということで参加させていただいたわけですが、とてもそういうわけにはいかないということで7万円を4年間払わせていただいていると。これは維持管理等にも経費がかかりますので、それらの補てんというような意味で助成をさせていただいております。

それからアグリコアの件でございますが、これにつきましては構成している構成員につきましては大和町だったわけですが、今度南魚沼市になります。それとJA魚沼みなみ、それと越後ワインというこの3社がそれぞれ出資をしまして、株式会社アグリコアを作りました。これは作ったのは確か平成7年ごろだったと思います。それぞれ事業活動をしてきたわけですが、今回平成12年度に新たにワイナリー等を作ってもう少し地域活性化を図りたいということで、この農業構造改善事業に取り組んだということでございます。

構成員の役員でございますが、まだ今のところ と言っては失礼ですが、社長は旧大和の町長になってございます。市からは役員が2人、農協から2人、ワインから2人ということで役員は6人で構成をされております。なお、官民比率ということになりますと、この第3セクターの場合、官民比率が重要になってきますので、農協さんの場合は本来であれば民になるんですけれども、農業上の問題、こういう事業上の設計ですとある面で官というふうに見られておまして、今だと市でございますけれども市と農協が3分の2持たなければならぬということで6人、株式にもそのようなかたちで少し市が余分に株式を保有しているということでございます。以上でございます。(「越後ワインの株式」の声あり)

それは収穫につきましては、先ほども話をしましたけれども、12年度に植栽が始まりました、これが秋に造成とか資材を作るんですけれども、補助事業の絡みでそれしかできないのですが、当地は雪が降るものですから、その苗木というのがこんな、もうちょっと大きいですけれども、この鉛筆みたいな苗木でございます。それを植えて冬の雪でやられてしまうと大変なことになるということで、翌年の春に作付けをします。その関係で12年度から取り組みはしてきたわけですが、実際的にまだほとんど16年度の末では一部のほ場でしかまだちょっと実が採れていないというようなことで、16年度末ではちょっと今、はっきりした数字はありませんけれども、少量の量を出しているということです。これが全部できるのは20年から21年ごろに全量を出すということで予定をしております。1反歩あたりです。その植栽の、木の本数ですが、だいたい330本、2メートル間隔で植えております。

岩野 松君 いろんな野次が飛んでいますけれども、非常にたくさんの補助金、補助率のいい事業だということで少し私も気になっています。それと今お聞きしましたけれども、それともう1点は、ワインはうちも作っているのでもうちょっとわかるんですけれども、ブドウ生産は生産だと思っんです。ところがそれをワインにするのはどこの会社が作るのか。そして

販売はどうなるのかということもまずお知らせください。

農林課長　その製造販売は株式会社アグリコアでございます。

種村俊夫君　私たちが旧大和の時から聞いていた噂とだいぶ内容が違いますので、それで聞かせていただきたいと。これは私たち議会議員の調査不足で申し訳ないんですが、産業委員会でもアグリコアに関しては調査があったんですが、この件に関しては一言も調査報告も何もなくて、初めて見る予算書ですので聞かせていただきたいと思います。

まず、この事業計画書ですが、まず有機センターの時はあれだけ丁寧な計画書を出して収支計画書まで出したりしていますよね。この前の情報システムの契約に関しても、どういうことでどれだけ値引きをしたという、きちんとこういう資料を出したのに、このたった4行ぐらいの事業計画書ではまずわかりません。そこにある計画書をコピーして全部出してもらった方が、私はいいかと思います。

それで私たちが聞いていた噂と違うことをお聞きしますが、私たちは個人がやるものだと思っていました。ここに事業主体、東ブドウ生産組合14名の方ですが、その方がじゃあこの事業者負担金を出しているんですか。私たちの聞いていたのは個人だったんです。その辺の話をお聞かせ願いたい。

あと造成費が反当たり370～380万円かかっています。一般的な畑だとか田んぼで、客土などのやり方では違いますが、1反歩あたり200万円ちょっとのことでした。それが雑種地をわざわざ、雑種地、荒地をなぜそこまでお金をかけて造成しなければならないか。それであと市の補助金、今35パーセント出ていますね。これ転作の場合、団地化であの転作の推奨作物になっている場合だって、パーセンテージではなくて、そういう補助の方法じゃなかったですよ。何でもここで35パーセント。キノコのパック工場とか、そういうところでも菌床センターでも、こんな補助率じゃなかったですよ。あとスイカの選果機の補助率もこんな高くなかったですよね。県からきたやつをトンネルでしてやって市も補助しましたけども、35パーセントなんて補助率、私見たことないですよ。これはそれで減反でやった時に、団地化でやった時はいくらですか、反当たり。全然違うでしょう。それであれは減反の推奨作物。これを私たちはアグリコアがやる時に議会で散々もめたんです。散々もめてもめて私たちは推して11対10でやっと可決したんです。県のあの公園内に作る作らない、外に工場を作る作らない、散々もめたじゃないですか。それでがんと議会を紛糾してもめて11対10で可決した。私たちが今聞いている噂では、その時の反対者がやっておられるんですよ。その時の反対者だった方が事業主体なんだけども、その方がやっているんだと思ったら事業主体が生産組合になっている。その辺ですから本当の話を全部、こう資料でもいいですからぶっちゃけ出してもらわないと。そうすれば私たちはアグリコアに賛成して15町歩のブドウ畑を作る、私たちはしてもらわなくちゃいけないと。転作も永久転作してもらわなくちゃいけない。どこでも事業を成功させるためにはしなくちゃいけないと、どんどん推進した立場なんです。だからこういうふうにはブドウを作ることは誰も反対しないんですよ。だから5,100万円の予算にのたたって誰も不思議に思わなかった。私たちは個

人の方がやると思って、そういうことで流れてきていると思った。

ところが出してみたら全然違うじゃないですか。いわゆる産建、これは内輪話で申し訳ないですが産建委員会も調査しなかったと。これも非常に悪かったんですが。ですからこの計画書を、きちんと裏表なしに全部出してもらえますか。そうしないとわからない。噂と真実のその違いを教えてくださいませんか。

農林課長　　噂と中身がということでございますけれども。私たちの方は東ブドウ生産組合が事業主体となってこの事業に取り組んでもらって、やっている事業でございますのでそれはご理解いただきたいと思います。ここに記載されておりますように造成と客土につきましては、1反歩あたりにしますと約180万円、苗木と施設につきましては約180万円ということで、この造成と客土、田んぼと雑種地とか、場所によって当然違ってくるわけですが、今まで県の補助事業が転作、田んぼ等でもよかったんですけども、最近は何にも話したように耕作放棄地的なところでないと補助金が出せないというように事業変更になりまして、今、田んぼでは取り組んでおられないわけでございます。田んぼで取り組んだ時には暗渠の排水ですとかまた客土も、要するにかなりしなければならぬというようなことで、この事業よりも・・・1反歩あたりの施設造成、客土については200万円から250万円程度かかっていたということでございます。まあ今回は180万円程度ということで計上させていただきました。それから施設につきましては、これはどこでも同じですので1反歩あたり180万円と。田んぼでも畑でも雑種地でも同じということであげさせていただきました。

それから個人でやっているんじゃないかと、まあ個人にあれじゃないかということでございますが、先ほど話をさせていただきましたように、この東ブドウ生産組合は任意の組合ということで、それぞれ組合員がこの植栽を拡充するために情報交換したり、どこどこにこういう場所があるぞというようなことでお願いに行ったりというようなかたちを取らせていただき、また事業の発注、それからそれらを共同研修というようなものを行っているわけです。土地の所有者からその事業費、これ事業者負担ということで事業主体は東ブドウ生産組合ですが、個人の方からこのお金を負担していただいております。このお金につきましては個人のところに行くというわけじゃなくて、造成ですとか植栽ですとか、それぞれ業者さんが当然おられるわけございまして、全額その業者さんの方へ行くということでございますので、決してこれ個人のところへお金が補助金として支払われるわけではございませんので。

それから、そういうことで東ブドウ生産組合が実施主体ですが、実質的に負担していただいたり管理していただくのは、今のところ個人からお願いしてるわけですので、それは前々からお話ししていたとおりです。特にちょっと書き方が、こう事業者負担というようなことでございましたので、これを個人負担にしておけば良かったのかもしれないけれども。そういうことで特に今まで事あるごとに説明してきたものと変わっているということではございませんのでご理解をいただきたいと思います。(「あと、補助金の35パーセントというのは高額な」の声あり)



それでこの事業に取り組むにあたりまして、原則25パーセントを農家の皆さんから負担していただくということで、事業設定をして説明会等を開き、また議会の皆さんにも12年度当初予算を載せる時にはお願いしていたわけです。ここに35パーセント、35パーセントになっておりますけども、これにつきましては県の補助事業が変わった時にはその分、町といいますか市といいますか、付け足ししなければならないと。あくまでも個人が25ということで設定していますので、若干動きが出てきます。ただ客土につきましては県と町の方との約束事で、半分ずつ出し合うということで事業設定されておりますので、上の方につきましては負担率が個人の方は15パーセントということで10パーセント落ちていますが、それについては東ブドウ生産組合と約束でさせていただいたということでございますのでご理解いただきたいと思っております。それで先ほども話しましたように事業費につきましては、極力精査させていただきまして、執行にあたりたいと考えておりますのでぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 今の補助率が10パーセントから35パーセントになったのはいつからなのか。町の負担。

農林課長 当初から10パーセントということはございませんでした。当初設計の時に個人の皆さん、農家の皆さんから負担していただく率を25パーセントというふうな限定をさせていただいて、県の補助率が上がれば町の補助率も下がる、逆になればまたちょっと上がるというようなことで、予算を作成してまた決算等でも報告させていただいたところでございますので、当初から10パーセントってことはありません。

ただ、シイタケだとかスイカについては、そんなに補助率出してないじゃないかということでございますが、これにつきましては償還というかたちで、農協さんから借りていただいてそれに対する債務負担で償還金等を払っているわけですが、これについて10パーセントということでやらせていただいているはいます。

種村俊夫君 それでキノコやそういうのは今、10パーセントの補助率と言っていました。先ほどは25パーセントとその事業者と話をしたといたって、その25パーセントの規定はなんでその25パーセント補助率。どこか内規があるんですか。そのそういう事業する時に。だからそれは話をしたって言うんでしょ、事業者と。そういう25パーセントという規定はどこかにあるんですか。ないんでしょう、話聞いていると。ないけども事業者と説明会の時に25パーセントという話をしたと、こういうことなんでしょう。25パーセントという規定は、市の規定、町の規定にないんでしょう全然。それは国の負担だとか県の負担が変わったらまた変わるとか今、話したじゃないですか。町でこのワインに関しては25パーセント。じゃあ今までの方に全部25パーセントにしていたかといえばしてないんですよ。ほかの一番最初にした頃にはね。だからそういうふうにくろくろくろくろ内容変えちゃ駄目です。補助率を勝手に25パーセントで最初話をしたからって。これは最初からスイカやそしたらキノコの方は償還を10パーセントしか補助率ないわけですから。それもスイカなんか5億もかけて・・・2億でしたっけ、選果機を入れてやったのでしょ全部ね。これ

だって10パーセント補助ないでしょう、全部事業者負担でやっているじゃないですか。勝手になんでこういう補助率を25パーセントとか勝手に決めるのか、それがわからないですよ。

それとあと事業主体はそれで生産組合。任意の組合だなんていって、任意の組合というのはそれは適当に作ってるって、どこへでも作れる。個人でしょう、やってるのは。事業主体が任意組合、任意でいいなんていうのなら勝手にじゃあ4、5人で任意組合作ってやりますよ、なんていって何でもできるじゃないですか。だから事業主体ははっきりと個人の名前を書くとか、金を出したのは個人だと今はっきり言ったわけですから。だからこういう計画書の書き方は駄目ですよ。ですから最初からの計画書をきちんと出せば、こんな問題にならないと思うんです。なんで25パーセントの個人の負担率、最初からそういうふうに説明をしないで事業者のところへ行って地元説明会をしたのか、はっきり聞かせていただきたいと思うんです。基準がないんでしょう。なんで雑種地や荒地、さっき農地の何だか放棄地とか何かかっていう話ができましたけども、これ雑種地とか何かだったんでしょ。放棄地じゃないんでしょう。まるっきり辺り開墾なんでしょう、やった場所が。そのへんもきちんとひとつひとつを丁寧に言ってもらわないと、新たに農地を作ったんですよね、これね。きちんとそのへんを説明していただけますか。

議長 質問者も答弁者も聞かれたことに答えるだけで、あんまり余計なことをしゃべらないように。

農林課長 補助率につきましてはこの事業に取り組む11年でしょうか、東ブドウ生産組合の皆さんとお話をする中で、施策的な事業であるというようなことで国と市で75パーセント助成をして、農家の皆さんからは25パーセント負担していただきたいということをお願いをして、これに取り組んでいる事業でございます。ですのでケースバイケースで補助率を変えているということはありません。それからこの施設、組合任意でございますが、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたように、まだなかなか収穫等が上がってこないという段階では、この植栽を進めるにあたり、補助事業を受ける等では当然任意の生産組織等を立ち上げてきたわけでございます。今年度中か来年中になるかわかりませんが、東ブドウ生産組合の組織化が法人化というようなことで今も検討をしている最中でございます。何らかの形を作ってきちんと議員のご指摘のようにならないようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから雑種地ということと、農地でないということでございます。先ほどお話をさせていただきましたように、当初は水田からの本作化というようなことで進めたいということで県と話をしてきたわけでございます。けれどもその後、新潟県が水田の拡大傾向を図りたいというようなことから補助事業を見直され、それで事業が変わってきた中で、耕作放棄地に準ずるところでないとこの事業が使えないと、補助金が出ないということです。私どもの方で、ある程度面積があってそういう場所ということで求めた時に、たまたま五箇の境川というところにそういう場所があったということです。こちらからお願いをして取り組んでもら

えないかということでございますので、ひとつまあ、いろいろ問題があるかもわかりませんが、ご理解をいただいて農業振興に大切な事業でございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

笠原幹夫君　今ほど何人が質問者の話を聞いたり答弁を聞いていると、益々ちょっとわからなくなっていく感じなんです。事業主体が任意の事業主体だということですが、負担金は個人で払っていたと。私どもは今までの経過が全くわからないので質問するわけですが、12年度から始めてこれも全部個人の負担なわけですか。個人の負担額ですね、そうすると東ブドウ生産組合というのは、いわゆる財政的には責任を持っていない組合なわけですか。その辺をはっきりしておいてもらいたいと思います。

それから考え方として事業費に対して県の補助金、市の補助金、事業者負担ということになっているわけですが、先ほどの答弁の中では、県の補助率が変わればそれは事業者負担が25パーセントという話をしていたから、結局市の補助率が変わってくると、こういうことですね。そうすると今後、今の財政状況の中でもっともっと市の補助率が高くなる可能性をはらんでいるというふうに考えてもいいわけですね。そしてあと12町歩をどうしてもやりたいんだということになると3.4町歩ぐらいですか、あとまだあるわけです。これが補助率が変わってくると相当金額が、どの場所でやるかによってもだいぶ、どこをいわゆる立地条件を求めるかによってもだいぶ変わってくると思いますけれども。しかしこの補助率が変わってきて市の負担が相当大きくなる可能性というのをはらんでいるというふうに理解していいのかどうか、その点を。

それからそういう意味では12年度からだいたい事業費でいくらかかったのかかわれば、私どもも、ああそんなにかかっているのかとか、そういうふうにわかるんですが、このまま面積だけでは概要がつかめませんので。せっかくこうして計画を出してもらったので、できればひとつ事業費もどのくらいかかったか入れて欲しい。それで個人のいわゆる負担がどのくらいそこに入っているのか。と言いますのは、やはりあれこれ言っても活性化を図る、しかし具体的にはペイをするというふうな考え方でやっているんでしょから、個人負担がどのようなその状況になっているのかやっぱり見る必要があると思うんです。そういう意味で私はそれをぜひとも出して欲しいというふうに考えています。

それからこの東ブドウ生産組合というのは任意の組合といますが、ちょっとは内規とか何かあるのか。何でもないのですかね、そうでもないでしょう。少しはきまりがあるわけでしょう。そういうのもひとつこの際ですので出してもらって、特に六日町の議員もいるわけですから全くわからないわけですから。そういうのもひとつ資料なら出して欲しい、という点ですがこれができるのかできないのかひとつお聞かせ願います。

農林課長　今の笠原議員のご質問でございますけれども、資料的に今回はそこまでちょっと数字が載ってございません。決して出せない資料ではございませんが、今すぐといてもちょっと無理でございますので、また作り次第　作り次第と言いますか用意し次第、ご提出させていただきたいと思っています。

なお、12町歩が、あと約3.4町歩ほどまだ足りないということで先ほどもちょっとご説明させていただいたわけですが、結構お金のかかる事業ですし、県の方もこの財政的に苦しい中で補助事業等が見直しされているというようなこともありまして、場合によればまた市の負担も増えるということもありますが、先ほども話したように約8.62町歩ほどできれば補助事業的な70パーセント以上超しますので、今後する際には、財政負担等も考慮しながら、振興施策の一つの大きな取り組みの内容になっておりますので見極めて進めていきたいというふうに考えております。

笠原幹夫君　そうすると12町歩の設定は、状況を見てからということになるわけですか。どうしても12町歩ここだけは押さえないんだというふうに考えているのか。ひとつお聞かせ願います。

農林課長　担当課といたしましては、先ほど話しましたように12町歩は植栽してまいりたいと、拡大してまいりたいというふうに考えております。

青木一夫君　若干、お聞かせをいただきたいんですけども。先ほどの質問、答弁を聞いていると任意の団体だということで、さかんに課長答弁されておりますけれども、任意ということになっても補助金を出す以上は、やっぱり金の流れはどういうかたちで使われているのか、これをやっぱり一番大切なことだろうとこう思います。代表者もいるだろうし、会計とか役員とかそれなりにきちんと決まって、生産組合として構成されているのか。そしてアグリコアならアグリコアが事業主体になるんでしたら第3セクターだからそれはわかりますけども、そういう答弁の仕方だとやっぱりちょっと補助金の流れとしては不明瞭じゃないかと思うんです。

それともう1点、施政方針の中では40、40になっているんですよね、負担率が。県が40、市が40になっているんです。この50ページにちゃんと出ているんです。それが何でその40が35になったのか。その辺だって全くずさんと言われても、もうしょうがないと思うんです。そして担当委員会でも、こういうこれだけの高額な補助率を出しながら全然そういう話もなかったし。第3セクターだからいくらでも好きなように足りないところは出してやるなんてとてもじゃないがとんでもない話であってね。いくら第3セクターと言いながらも、やっぱり普通の補助という考え方は、事業者が大半を負担して足りないところをやはり出してやるというのが補助金の原則だと思うんです。これは逆じゃないですか。こんなことがまかりとあって今後第3セクターであろうが何であろうが補助金をどんどん出していくということになると、今度はほかの市民の要望があってもじゃあそれは聞かれませんか。じゃあこれはこれだけのことを補助金、補助率の高いものを出しているじゃないですか、とこう言われたとき、財政課長はじめ担当課長どうして答弁ができますか。やっぱりそれにはそれなりの根拠を持って、そしてやっぱり法人化をしていくとか、そして補助金の流れの透明性を確保できるように、そしていつでもきちんとしたその言い訳、答弁ができるようにやっぱりしてもらいたいと思います。どうですか。

農林課長　まず任意の団体のお金の流れでございますが、東ブドウ生産組合の規約等も

もちろんございます。お金につきましては特に補助金、また取り組んだ農家の皆さんの負担金、これにつきましては東ブドウ生産組合の口座に全額振り込まれます。そこから東ブドウ生産組合の組合長からそれぞれの業者さんといいますが、してもらった人に支払いをしているということでございますので、個人に払ったりそういうことではございませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、確かにこの(オ)のところに補助率が県40、市40というふうに書いてございますが、これにつきましては確かにちょっと今の数字と一致していないというようなことで、ちょっとこう書くのがなんといいですか、適切ではなかったかなというふうに考えております。たださっき言いましたように、施設とか苗木とか造成とかいろいろでちょっと補助率が違っておりますので、そこらへんがちょっと各段階で100分の40、市の100分の40というふうに書かせていただいたわけでございますが、これについてはちょっと事業の内容によって非常に細かい補助率になっておりますので、今後は気をつけますがご理解をいただきたいと思っております。

それから特に財政の厳しいということは私どもも十分認知しておるわけでございますので、当然費用対効果がある程度、個人といいますがその地域で費用対効果が上がらないとこれは個人の農家の所得の保証等も当然あるわけですけども、このワインを使って地域を活性化するというようなものが一番大きな事業になっております。そこに地元の地産地消という考え方で取り組んでおりますので、地域が活性化するためにはある程度またそういうものに取り組めば、地域全体の財政的効果も上がってくるというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

青木一夫君 それは施政方針の中の40が35にも下がったんですから、これは喜ばなければならぬかなと、こう思いますけれども。それとその生産組合がきちんとあってその口座に載るということであつたら、会期中にその通帳の口座名と代表者名を出してください、コピーをとって。そうしなければいくらあなたが口でそんな答弁をしても信用できませんよ。それだけはきちんとこういう生産なんで、誰が代表者で、こういう口座にちゃんとお金は載せるんだと。この南魚沼の市議会なんていうんじゃない、県の方がしかもうるさいんじゃないですか。県が補助金をそれこそ財政難の中で補助金を出せば、よほど細かな資料をきちんと出さなければ、それだけのいくら種村県議がいてもそんなできないと思います。だからそうした県には出すけれども市議会の方にはたいした資料は出さない、こういう考え方は取って欲しくないです。それだけひとつ今後もやっぱりきちんとやってもらいたいというふうに思います。

議長 では私の方から一つだけ聞きますが、これ事業主体となっているのは、関連議員が個人であることに間違いありませんか。

農林課長 これ今年といいますが、取り組むのは関連議員でございます。

議長 去年もでしょう。

農林課長 去年、今年と取り組むのは関連議員さんでございます。

議長 はい、じゃあこれから聞くことは休憩をします。休憩の中で聞かせてください。

(午前10時27分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時34分)

青木一夫君 だいたいのことはわかりましたが、私ども担当委員会としてはこのことがわかりませんでしたので、閉会中の継続審査の中へ入れてありません。それでぜひこの件について閉会中の継続調査の中に入れさせていただいて、それで調査をさせていただきたいとこう思います。

議長 委員長と副委員長と相談をしまして、今日の夕方に議運がありますので、そこで調査項目の追加というかたちをとっていただきたいと思います。

それから課長に今ほどのいろんな議論にあったように、12年度の事業から九日町、黒土新田、黒土新田・・・これ全部個人個人がやっているわけですので、その事業費がどのくらいで、そうしてどのくらいの補助を受けて、どのくらいの負担をして、そしてもう収穫が始まって非常に順調に進んでいるわけですから、この田んぼからのどのくらい出荷ができたところを全部一覧表に出して、きちんと名前を入れて、一覧表を資料として提出するように。

では、ほかの昨日の残りました第6款についての質疑を続けます。

笠原幹夫君 2点についてお聞かせ願いたいと思います。1点は林道の関係ですけれども、林道があちこち開設になっていますが、夏の集中豪雨や地震の関連もあるんでしょうか、被害も出ているという状況の中で、それはそれで手当てをしているわけです。けれどもちょっと気になるのはその林道開設の際、あるいは林道開設ができなくて作業道の開設というか、作業道でやったところが崩れているところがかなりあるというふうに聞かされています。これについては、いわゆる災害の事業としての適用ができるのか、できないのか。これ個人で個人というかその地域の森林組合なりあるいは財産区なりいろいろなかたちで全部やるということになると、相当の負担になるということで、ほとんどもちろん舗装もされていないわけですが、これらについてはどのような把握をしているか、あるいはこの予算書の中には特別こうないみたいですが、手を加えなくてもいいのかどうか。これらについてお聞かせを願いたいと思います。

もう1点。生産調整の関係ですが、今年はいろいろなことで私ども農家組合員のところへ来る書類等がばらばらにこう出てきたと。加工米のあれをとったり、というようなことで、いつの時点でしたか地域間調整のことではまだはっきりわからないという状況の中で、あとでもしそれが上手く行かなければ、青刈りしてもらいますみたいな文書が来た。という中で、先般は今度は共済との関係で4枚複写のあれが入ってきたんですね。昔で言えば細目書みたいなものが付いて入ってきたんですが、ここにははっきりとその地域間調整、例のその希望面積という欄が確かあったと思います。それはこれからの問題で確かにあくまでも今の時点

では希望面積なんです、市長の話では28日頃、一定のあれが出るだろうと言われているわけですが。そうしたら、それがわかったらすぐまた農家組合を通じて地域間調整で面積はこれだけ確保できましたと、ついては何パーセントぐらいはそれでできますとか、そういう通知を出す予定なんですか。

というのは今年は雪消えが遅いという予測をしていますが、しかもウズジの心配をするような時期になってきたわけですので、皆心配をしているわけです。それであそこに書いた、というのは何人かの人、今度はあの枠ができたんだから、申し込めばそれでそれが認められるとこういうふうに勘違いをしている人もいます。そういう点でこの対応をどうするつもりなのか。最近は部落の説明会も集落の説明会もやらないところがたくさんですので、なかなかわからないんですね。共通理解になっていないと。そういう点でひとつこれについての対応をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

農林課長 作業道等の崩れたところの復旧だということでございますが、これにつきましては地震等に優先するというようなことで開設したいような林道等を調査させていただきました。細かい作業道等についてはまだちょっとはっきりと確認といいますが掌握はしておりません。ただ、予算の中でも説明いたしましたけども、林道等の補修費等も予算計上させていただいておりますので、必要の場所等についてはまた今後、雪解けを待って調査させていただいて、対応できる場所については対応させていただきたいというふうに考えております。

生産調整につきましては、議員おっしゃるとおり今回計画書が郵送といいますが配布されていきまして、そこに六日町地区においては、地域間調整の希望数量というように記載された様式がいつているというふうに聞いております。これにつきましては前にいろいろとご論議いただいた中に、11月とか12月に希望の枠みたいなやつで調査をしたというように、概ねというものをあらかじめ押さえないということで調査したのです。今回につきましては3万5,000円の中で、本当にその希望される人がどのくらいいるかというのを本格的に押さえないということで、計画書の中で記載する場所を作らせていただきました。

それで地域間調整については市長が言われたように、10月28日頃に被災地の方から会議がありますので数字がある程度、概算一時集計というようにかたちで示されてくるというように今状況でございます。まだどのくらいの町歩が来るか全くわかりません。それで市といたしましては、その面積にも当然よるわけですけども、希望された方に対して全員が希望されるわけではございませんので、希望された方を対象にして割り振り等についてまた検討させていただきたいというふうに考えております。

笠原幹夫君 林道の問題、とりわけ作業道についてですけれども、これはなかなかきちんとしたあれでない、災害復旧事業に該当するかどうかというのは非常に難しい点もあると思うんです。そういう点で今、課長は修繕費等もあるからと言ったんですが、林道の維持管理費、これは林道そのものでわずか140万円しかないんです。したがってちょっと崩れれば今は重機を持っていってすれば相当かかるわけです。そういう点では、雪でも消えれ

ばすぐにでも現場を回って見てその状況がある程度こうおさえてみると、そういうことをやろうとしているのか。あるいは地域からここを何とかしてくれという要請がなければ見ないということなのか。かなりそういう点であちこちが崩れているという話を聞かされて、どうするのかという話が出ているところもあるというふうに聞いていますので。これらについてもう少しその市として調査をしてやるんだということなのかどうか。それをひとつもう1回聞かせてもらいたいと思います。

それから生産調整については、どうしてもああいうふうな欄を設けて数字を入れるようになると、それが数字さえ書けば実現可能だというふうに考えてしまいがちですので、ひとつその県の方のあれがはっきり出てきたら、できるだけ早くこうだからこれ以上は植付けないでくれとか何かして、とにかく結果的にオーバーしてれば青刈りしますなんていう話は、なるべくはしてもらいたくないというつもりですので、その辺は対応できるか対応する用意があるかどうかひとつ聞かせてください。

農林課長 林道のあの作業道につきましては、市の方で担当が全部おさえているということは多分ないと思いますので、できればいろいろとこうまた春になれば、あこがどうだこうだというようなお話が地元の皆さんからもあると思いますので、それらに基づいて費用対効果といえますか、一番使わなければならないというようなところから対応していきたいというふうに考えております。財源等についてはまた財政係の方とまた検討させていただくということになるかと思えます。

それから生産調整につきましては、議員おっしゃるように早めにご連絡しないと、なかなか農家の皆さんもいろいろと植付けに差し障るわけでございますので、数字が出次第すぐまた関係機関と相談させていただきまして、諸方とも相談させていただきまして、できるだけ早く農家の皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

若井達男君 2点ほどお伺いします。124～125ページですが、ここに農地費ということで農地一般管理費というのがのっております。私の聞き落とし見違いであるかどうかですが、前年度でありますところに六日町予算の中にも魚野川流域取水対策協議会の負担金が出ておったわけですが、これがどこに入っているか。ちょっとなかなか私の聞き落とし見落としが、はっきりしておりませんのでその点についてお願いいたします。

それといま1点が、次ページの126～127の林業振興費の中の森林整備地域活動支援交付金事業ということで、399万円のっておりますが、私がこれについては今まで従来であれば野世ヶ原それから長森運動公園、この所の交付金というふうに受け止めておるんですが、それで間違いなければいいわけですが、もし違うような交付金でしたらひとつ説明をお願いします。

ついで合わせて ついでと言っては失礼ですが、交付金ということですので、どういった内容に使われておるか。草刈りだけであればこれほどの金額は必要ないと思いますので、ひとつお願いいたします。

農林課長 取水対策の負担金というのがちょっとあがっておりません。これちょっと私



今、分室の方から直接これ事務局で・・・

市長 この魚野川流域は、昨年度の予算が相当まだ残っておりまして、新年度で負担金を求める必要はないということです。ただ組織そのものは今ご承知のようにまだ決着しておりませんので、もう少し残しますが、負担金は前年度そっくり繰り越してくるということでありまして、よろしく願いいたします。

農林課長 交付金の関係でお願いします。この交付金につきましては林業版の、中山間直接支払制度と同じようなものでございまして、内容といたしましては旧六日町、旧大和町でそれぞれ取り組みをされているわけですが、大和町が昨年度で約150町歩、六日町も同じような面積が取り組みをされているということでございます。この事業は個人の林業家の皆さんとの契約の中で、森林組合が同意を得まして受託組織というようなことで、森林組合が事業主体となって、この森林の持つ多面的機能を発揮するための維持管理というようなことで取り組んでいる事業でございます。ただ今、六日町のちょっと何々地域、何々地域というのは私今、資料がなくてちょっとわかりませんので、後でまた調べてどこの地域で何町歩、どこの地域で何町歩、ということと報告させていただきたいと思っています。この交付金につきましては1町歩あたり1万円ということで国の方が定められておりまして、国から2分の1、県、市町村でそれぞれまた2分の1ということで交付させていただいております。

若井達男君 前段の魚野川取水この対策協議会の負担金。そういうことで、多分去年関係市町村で102万円ほどで、そのうち4万円ほど町の方では負担しておったと思います。当然これは今の魚沼市から川口町、当然、旧大和も入っておったわけですが、やはり一番心配されるのはここで中里村が譲歩案出したと試してみても、3年後にまたそれを見直してどういったことを言うかということがあるわけです。また新聞等の報道によれば、この25日には中里村から市長の方に、県の担当者を交えた中でまた説明にこられるということが報道されておるわけですので、これは極めて協議会とすると重要な大切な位置を占めておるわけです。予算化云々に関わらず、まだまだ続く問題だと思っておりますので、ひとつ特段の迎え方をお願いしたいというふうに考えております。

それからこの森林整備地域事業につきましては、新規というようなふうに伺いましたが、これの詳細につきましては、あとで結構ですがその資料の方をひとつお願いしたいと思います。それで合わせて、前年までですと、まだ長森運動公園のところには、10町歩ほどの市所有の土地が失礼これは市所有というより土地開発公社の土地があるわけですし、そしてあわせて野世ヶ原これも1万5,000坪というのがあるわけですし、そこには前年であれば森林環境保全事業委託料ということで330万円ほど出ておったわけです。これはそうするとどこへ入っているか説明をお願いいたします。

農林課長 森林交付金につきましては、これは平成14年度から18年度までの事業ということで取り組まさせていただきますので、今年14、15、16・・・4年目になるんでしょうか。なお、細かいどこの地域でだいたい何町歩というような資料につきましては、

後ほどご提出させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

若井達男君 先ほど付け加えました野世ヶ原それからこの長森運動公園の森林環境保全業務委託料ということで330万円ほど前年は予算化されておったんですが、今年はそれどこへ入っておりますか。その答弁を。今、答弁漏れだと私はと思いますが、ひとつお願いします。

農林課長 申し訳ございません。私は六日町のことについてちょっとよくわかりませんので、また調べて報告させていただきます。

商工観光課長 商工観光課長ですが、今ほど若井議員のお尋ねの件につきましては、緊急雇用の部分に該当すると思われますので、六日町の方の16年度当初予算に森林環境保全事業ということで330万円ほどしてございますが、これは今年でなくなりましたので、今の状況になりましたので、今のあくまでも山の部分だけですので該当は。以上でございます。

議長 以上で第6款、農林水産業費に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第6款、農林水産業費に対する質疑を終わります。

議長 休憩をします。11時10分まで休憩をします。

(午前10時56分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時10分)

議長 第7款、商工費の説明を求めます。

商工観光課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

石原健一君 2点についてお尋ねをします。ページ数は133ページであります。まず1点は、商業まつりの負担金ということであがっているわけですが、これは旧六日町が産業まつり、旧大和町の方は八色の杜のこのお祭りの合算だと思っております。今年の予定としてどういうふうにご考えておられるのか。いつもの日程でいくと市議会の選挙とぶつかるような時期に今までやってきたような気がします。そんな中でいつ頃の実施を今までのように別々にやる方向付けなのか。それからもう1点は塩沢町も産業祭りというのがありますから、塩沢町が合併で入ってくるとこの同じような時期に同じような祭りが3つあるということで、課長の頭の中では将来的にはどのようにしていくお考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それからもう1点はその上の共同店舗活力創出事業補助金。これはララに3年目になるんでしょうか、フナイ総研さんを入れて、最初は大掛かりなことを1年目はやって、去年と今年は個店診断ということでやられることだと思っております。先ほど第3セクターのことで大変皆さん議論がありました。それでこのララも第3セクターでやっている事業の1つで、

大変ないろいろな問題を抱えていることは皆さんもご承知のとおりだと思うんです。この創出事業の中でフナイ総研は、いろいろの問題提起というかあれをしているわけですけど、その中の1つに家賃の不均等ということをあげているわけです。それで先日、新潟県産業創造機構ということで、償還金の今年度の分を決める報告書の中でもやはり家賃が不均等であると。当初のあれだと坪8,900円が一番上でしょうか、それで現状を見ると家賃ゼロ、もしくは共益費まで食い込んでマイナス家賃になっているという部分もあって、家賃の格差というのが相当あるわけです。だからそこに入ってもらってテナントを埋めなければならないということはわかるんですけども、中に入って店舗を運営している方を見ると、片やほとんど家賃を納めていない、片や1万5,000円なり2万円坪になるというふうな状況は、やはり経営として私はいかがなものかなという気がするわけです。そこで市としては、そういう部分の格差は許容範囲というふうにお考えなのか、やはり是正をしていかなきゃならないというふうに考えておられるのか。それで是正するにしても、なかなか上げれば出られてしまうという問題も抱えていますから、一概に家賃を上げるということは難しいと思いますけれども。あまりにもある格差というのは、やはり同じその土俵で商売をしている方にとってみると、ちょっといろいろ不協和音の元になる可能性があります。市は当然筆頭株主の一員ですから、株主総会等でそういうことをきちんと指摘して、やっぱり早い時期に。もうこれ診断して今年で3年目ですし、毎年これが指摘されているわけですよ。そんな中でやはり前向きに、いきなり全部一緒にしろということは無理かもしれませんが、若干補正をするというような方向付けを、何かできないものかなと。やはり当然筆頭株主の市の指導というものが必要というふうな気は私はそののですが。その点をお伺いします。

松原良道君　最初の石原議員さんの1点目の問題に、ちょっと私も関連でさせていただきます。実は各種の祭りですけども、昨年合併をしてまた今年の秋合併ということで、それぞれの地域に伝統、文化を重んじた祭りがあるわけです。私はやはりこういった記念すべき合併が、今年の10月にできて、これが最終段階ではありませんけれども、とりあえずある程度の段階の決着がつくだらうなという中で、今旧六日町でも産業祭り、あるいは旧大和地域では町民祭り、それぞれまた花火についても六日町では4ヶ所、大和でも1ヶ所、塩沢でもそういったふうにしてるわけです。私はできることなら、それぞれの地域でやってきた今までの積み重ねを完全に否定するということではないんですけども、行政としてやっぱりこの南魚沼市をどういうふうに全国に知らしめるかということになりますと。例えば花火の場合をとっても、それぞれの地域に非常にまあ、特に私なんて大巻ですけども、地域の花火ひとつをするにも、金を集めるのがなかなか大変なわけです。そういった中でなんとか、行政がある程度話し合いを持った中で、一本化してやはり長岡、片貝そういったようなお客を呼べるイベントにできないものかなと、場所も変えて。

そうなりますと今までいろいろそういう話が出てきたんですけども、旧六日町の中ではその中でも旧六日町が全てのそういったことに否定的だった経過があるのです。ただしかし今の中で私は、そういうことをやって改革をして、なおかつ多くの皆さんをやっぱり呼べる

ようなイベントにして、そしてまた新しく塩沢町も大和町も入った中での、それぞれ雪祭り、あるいは夏祭り、あるいは産業祭りと。分散するのがいいのか、それはまた別ですけれども、そういったことである程度お客の呼べることになんとかできないかなという期待をしているんですけど。

それとまた今回の雪祭りの例をとって見ますと、非常に会場が狭かったし駐車場もないということで、せっかくいろいろ・・・今年天候の具合もあつたと思いますけれども、多くの皆さんから実際は来ていただきました。そうした中でたまたま私は耳にしたんですけども、駅前を下りて会場へ行くまでに、タクシーが何か頼まなければ場所もわからないということで、それは多くはなかったと思うんですけども、やっぱりそういう時に駅前から会場なりまでのシャトルバスを出すぐらいの配慮が、他県から来た皆さんにとってはすべきじゃないかなということも、今回の雪祭りの中で私、個人的に感じました。そういったことで先ほど石原議員さんの言ったようなことを踏まえて、これからのちょっと考え方、方向性を聞かせていただければというふうに思っています。

商工観光課長　　まず第1点目の商業祭りの関係でございますが、それぞれ反省会等々もやっている中でございますが、今年についてはこの商業祭りにくくったというのは予算の関係では上限これだけだよと。あとは一本化できるのか、分けてされるのか、それは皆さん方におまかせというようなかたちで一応予算がきましたので。私どもの方の今の考え方では、産業祭りをすぐ大和の方へ持っていくとか、大和のものをこっちへ持ってくるというかたちはなかなか難しいのかなと思っております。だいたい予算的には昨年やりました金銭的な補助金にほぼ見合った金額になっておりますので、今年のところは別々のやり方でやらせていただきたいと、かように思っているところであります。

ただそうはいっても、これがいつまで続くかという部分がございます、私どもも大和さんと六日町とのイベントの突け合わせをやっている最中に、これだけイベントが沢山あるのかな、というようなかたちで。イベントというのは今日やって明日できるという意味ではございませんので、長いのは1年かけて計画を練ります。そういう意味では非常にこうボリュームの多い部分がございますので、とても今までどおり残ったものを全部一緒にやるというのは、どこかでたぶん難しい時期が来るのかなとこう思っております。ただ先ほど議員さんもおっしゃいましたが、昔からあったイベントでございます、それを続けるのはたぶん問題ないのですが、やめるという部分については、それに関連した皆さん方からはやっぱりそれぞれ思いがあると思しますので、簡単にうちの方からというわけにはいかない部分がございます。

ただ私、観光協会の役員会等では、この部分のイベントをある程度調整をさせていただいて、例えばこれ本当に例えばですが、この産業祭りに近いような市民祭りに近いようなものについては、大和のあそこにあれだけの公園を県から作っていただいているわけでございますし、しかもステージまでそのために県があれだけのものを作っていただいたわけです。そういうことからいうと、そのような秋の祭りについてはうちの方ではなくて、逆に大和の

方を主会場で、六日町の方からは参画をいただくと、いようなかたちが必要なのかなと。あと塩沢町さんの件につきましては、これはかなりやっておりますのでちょっと様子を見る必要があるのかなという部分がございます。あと夏祭りも同じようなことがいえると思います。ただ雪祭りについては他の方でというわけにはなかなかいきませんので、ぜひ六日町を主会場でやらせていただきたいと、そういうような個人的な見解の部分の思いはございますが、今言ったように私ども行政だけで決められる内容ではございませんので、観光協会や商工会、それぞれ関係する団体でございますので、そちらの方と協議をさせていただいて、あまり無理のないそれからあんまり問題にならないようなかたちでさせていただきたいと思ます。

それから2点目の共同店舗の活力創出事業の関係でございます。私どもモララが、議員の皆さん方ご承知のとおりなかなか経営難ということですときてございまして、ようやくフナイ総研さんがコンサルに入っていてから、かなり手厳しい指導をいただいております。そういう意味で、本来であると去年で終わりであったわけですが、私どもの方で県庁にお伺いしまして、「まだうちの方の体制がこのままでいいと思っはけません」と。「うちの方も予算措置をしますので是非、県からも予算措置をしていただいてもう1年、最低でももう1年このフナイ総研の方からコンサルいただきたい」とそういうような中で、これを一応予算化させていただいております、まだ県の方から確定の内示が入ってございません。そういう今状況でございますが、是非これはしていただきたいという意味で予算化をお願いしたところであります。

あと家賃の格差でございますが、確かに私どもが3億円という大株主でございます。ただその裏腹、私どもが強気に出た時に、いいよと言って退店をされてしまえばこれもおしまい部分がございますので、その店舗の体力といいましょうか、そこらへんも見ながら、あとやっぱり一生懸命経営努力の中で、利益を上げていただくというような内容的には、やっぱりこのフナイ総研さんの方から、きちんと処置や指導をいただくという部分の方を、なんとかお願いをしたいとこういことがございます。家賃の是正についてはそのとおりでございますので、私どもの方も折に触れて街づくり会社の方とは調整をしていきたいと、かように思っております。以上です。

石原健一君 商業祭りの件は、ここでやっていたのがなくなったりするということになると、またそこで中心商店街としては何がしかのイベントというものを考えていったりしなきゃならん事態になるわけですので、ぜひひとつ市の方の方針を、できるだけ早い時期に。私は何をどこでやって、これをこうだなんということを細かいことは言いませんが、市の方針を早めに打ち出させていただいて、これは当然塩沢が入ってきてからの問題だろうと思ますけれども、早めなその方針をひとつお願いをしておきたいと思ます。

それから今のララの家賃の件なんです、1つの例を言いますと、例えばチャレンジショップでも3坪借りて3万円ぐらいの家賃なり共益費はいただいているわけですよ。それでララ、それはあの空き店舗があっちゃこまるからということでいい条件で入れるのはいいん

ですけれども、それにはあるやっぱり一定のなんていうのか、少なくとも家賃がゼロでいいっていう、ゼロでもいいから入れろというようなことには私ならないんじゃないかと思うんですよね。それは確かにララというのを作った経過というのは、この中心商店街が空洞化しちゃ困るという意味でやられた部分がありますから、一概に金銭的なことを私、言うつもりはありません。けれどもやはり出店している人にとしてみると家賃がゼロと、かたや1万円ということになると、これは坪ですからね、総額にすると大きな差が出てくるわけです。それで詳しいことは私も検証しておりませんが、結構の売り上げを出している店もあるわけです。その、その同じ例えば年間売り上げであってもかたや家賃が何百万円、かたや家賃ゼロというふうなことは、やはり私は早急にそれはなおさないと、先々やはりなんと言うのかな。これは産業機構もその部分は指摘しているわけですよ。ただ、今課長がおっしゃっているように確かに、そういう条件で入れたのは上げれば今度は経営がならんくて出て行くというリスクは、当然考えられます。けれどもやはり第3セクターでやっているということになれば、そこに店を出す人たちのある程度平等性がないと、やはりそれをなんと言うか殺してまであれをやらなきゃならないというのはちょっと私は理解できないのですが。そこをもう1回答弁をお願いします。

商工観光課長 1点目につきましてその通りでございますので、早めに関係の皆さん方と相談をしながら2年先だとか、3年先だというようなかたちの中での、方針を示してから、一応動きたいとかように思っております。

それから2点目の件でございますが、私の記憶ではゼロの家賃はないというふうに思っておりますので、今確認に行っておりますので、確認し次第改めて答弁を申し上げます。以上です。

松原良道君 先ほどの件ですけど、市長はどういう考えですか。私は今それぞれの伝統のある地域の行事ですから、私が考えているようなことにはなかなか理解を得られなければならないと思いますけども。基本的に、例えば花火なんかとった場合でも、同じ旧六日町でも4ヶ所もしてるんです。私のところなんかを例にとれば、景気の良い時は900万円、1,000万円だったんです。それが今、金で言えば500万円集めるに四苦八苦している状態の中で、そしてちまちまとして自分たちだけ納得しているよりも、やっぱり大きなイベントとして、やっぱり長岡あるいは片貝の花火のように人が大勢来ていただいて金がとれるようなやっぱりイベントに私はするべきだなというふうに考えていますけれども、今、産業祭りも雪祭りもすべてそうですけども、その辺について市長の考えはどういった考えですか。ちょっとお聞かせください。

市長 今、課長が申し上げたとおりでありまして、特にその花火等は早急に話を出して、とりあえず旧六日町の中が1つだけでもいいというぐらいな方向を目指したいと思っておりますが、それぞれ地域のまた皆さん方もいらっしゃいますので、方向は早急に出します。よろしくお願いいいたします。

中沢俊一君 133ページ中ほどになりますが、この企業対策の件であります。先般の

新聞報道でも、市は、企業の誘致に尽力のあった者に対して最高1,000万円までの報奨金を払うと。これは県も同じような策を打ち出して、企業の誘致には力を入れるということなんですけども、これのその詳細についてちょっと聞かせていただきたいと思っております。

もう1点ですが137ページ、観光協会の風評対策補助金、これが載っているわけですが、これについてはここへくるまでの間に、かなり観光協会の方でも対策も打ちましたし、また相談もしたと思っております。どんなことが見えてきたのか。その辺の対策の方向付けが聞こえましたらお願いいたします。

商工観光課長 産建の委員会の資料で出しまして、報告書の中でそれぞれの議員の皆さん方には一応配られていると思いますが、中身を別に説明したわけではございませんので、私の方から概略にともないまして説明をさせていただきます。発端は、本来は私も行政の職員が一生懸命やっぱり活動をしながら企業誘致にあたらなければならないわけですが、今、日本全国それぞれの自治体で誘致合戦でございます。場合によってはいかに有利な条件を相手企業に速やかに与えるかどうか。この部分がございます。ということで私もその奨励措置は講じているところでございますが、もう今はそんな奨励措置じゃもう駄目だよと、いうぐらい県の方から指摘を受けている部分がございます。

そういう中でやはり人と人とのつながり、要は情報という部分でございますが、例えばどここの企業さんがどこかの方に郊外に出店をしたいよという情報が、普通ですと私等は県とか、それから東京事務所であるとか、そういうところしか入らないわけでございます。やっぱり今でありますとうちの場合は、もしできましたら東京の首都圏六日町会であるとか、大和会の皆さん方であるとか、やはりそういうこの地域に思い入れのある皆さん方から、「おい、実はこういう情報があるぞ」と、「ついてはその企業誘致あたらしたらどうか」という部分の情報を得たいということで、この事業を起こしたわけでございます。今までの内容というか前例としては、長野県の飯田市それから新潟県では新井市がこの制度を、今は多分向この皆さん方も作ったばかりだと思んですが、こういう内容でございます。そういう中で別に県とも相談をしたわけじゃなかったんですが、県も新聞にバンと出ましたので、やはり同じことを考えているのかなというものが当初の発端でございます。

それでただ企業誘致といいながらも、誰もかれもそれから何でもいいというわけにはやっぱり公費が最後は動きますので いかないということでこの要項を作ったという内容であります。それで要項の概要でございますけども、一応、推進員という方をこれ委託になるのか委嘱になるのかちょっとまだ詰めが足りない部分がございますが、いずれにしても推進員に市がお願いをするというかたちをとって動いていただくと、こういうことを考えております。ただその方がいろんな条件がございますので、例えば欠格条項があるわけですが、その欠格条項に該当した方についてはなれないということになります。それから推進員の業務でございますが、当然これは地域内よりも地域外ということは、市外の方の企業に対してのPR活動をやりたいということと、それからよその方で一応、工場進出をしたというような情報があったら、その情報を収集していただくと。それらを持ち寄って行政

の方との情報交換をやっていただくというかたちを今のところ考えてございます。

それで誘致企業に関しましては、うちの場合その立地条例がございますので、「立地条例の新設企業にあたる場合」ということの想定を今のところしてございます。それから成功報酬でございますけども、一応、工場建設費、本体そのもの、本体だけです。本体の100分の1を乗じた額以内ということでございますので、その中で1,000万円を上限にしたいということでございまして、この事業一応、この後5ヵ年継続をしてみたいかなということで要項化した内容でございます。直接今の新年度の予算には、これがすぐ想定できるということではございませんので、予算化してございませんが、4月1日からこれを発動させていただきたいと、かように思っております。

それからその次の風評被害の関係でございますが、できればもう風評被害という言葉を実は使いたくないという思いがあるわけですが、一応観光協会との協議の中で、まだ春商品というか、当面冬場は終わりましたので、今度は春商品の部分でもう1回お客様を入れ込むような内容の事業を組みたいということです。この内容につきましては、今私どもが雪消えとともに、カタクリがかなり自生しているところが沢山ありますので、そこをメインに宿泊をしていただく中で、やっていただくというようなかたちで一応200万円を計上させていただきます。この200万円そのものがそれ全部使うわけではございませんので、いろんな方向に使うわけですが、とにかく誘客拡大につながるその事業をいくつか検討しながらやりたいという内容でございます。

中沢俊一君 おおよそはわかりましたが、この推進員のことについてもうちょっと聞かせてください。そうすると市の方でそういう情報を持ってきた人を、随時受け付けるということではなくて、まあまあ胴元、元締めみたいなそのブローカーをはっきり言えばね、作ってそこでいろいろ、それこそそこへ持ち込まれる情報あたりをこう精査した中で取り組んでいくというふうにとらえていいでしょうか。認定のその基準人数、そういうことはまた、これからのことということでしょうか。

それからもう1点ですが、さっきのその風評被害の方。そうするとそのやっぱりこの地域、この南魚沼市内だけの手段としてしか考えていないのか。先般の議会の中で、私も多少提案させてもらったことはあるわけですが、「こころ」のつながりが山古志、小千谷とあるわけです。本当にあそこの里の地域には、震災のこれから復興のことに関してですよ、いろんなかたちで国民の注目が集まっているわけですが、私はこれはやっぱりある程度生かして 人のふんどしで相撲をとるというわけじゃないけども この南魚沼市の持ち味もあるわけです。やっぱり連携を取った中でどうしてもこっち広域的な考えの中でこれからのことを図っていかないと、我々のところは我々のところという、その何とかな狭いあれだとちょっと先細りになるような気がするんですが、その辺もひとつ合わせて聞かせてください。

商工観光課長 一番私たちが今の推進員の関係で問題になるのは、推進員がどなたがなれるのかなのか。ここはいろいろな意味で見られる部分かなということで、一応ただ、したいからといってこれられても、その方を推進員にできない場合がございます。ということで



一応助役さんをキャップにしまして、その推進員を指名する、そういう会を作ってくださいるので、その中で一応適当と認められる方がいるとした場合になれるということで、ちょっとその歯止めをかけてございます。一応規約しかないわけでございますが、南魚沼市企業立地審査会規約というものを、一応今のところはこの中で適当な方を推進員に委嘱なり委託をするということ、今のところ考えてございます。

それから風評被害の関係でございますが、議員さんがおっしゃるとおりのわけでございますが、広域連携できる部分は広域連携、それからどうしても単独でやらなければならない部分は単独というふうなことで、当然それを一緒にということで考えておりますので。例えば越後、この今、南郡のですが、そちらの方の協議会でやれるものはそちらの協議会でやっております。ただこれ私がちょっと言うということになると語弊があるかもしれませんが、今の小千谷さんと山古志さん等々の関係の広域を作りますと、私どもの方にほとんどたぶんお客さんは来ないで、全部向こうに向くだろうと。実際、実は東京の方で、ある非常におもしろいイベントがございました。ただその時に、やはり山古志の方々がおられまして、みんな向こうに持っていかれました。そういう事実がございまして、向こうは向こうなりに全然またレベルの違った範囲内の活動を多分やられると思います。ですので南魚沼市はやっぱ南魚沼市が今、当面どうでもやらなければならない部分をさせていただく方が、同じ金を使っても生きる金ではないのかなというふうに判断をいたしまして、できる限りこれは私どもの市の中と、あとは郡内の広域連携という立場でやらせていただければというふうに考えておりますが。

中沢俊一君 別に答弁がいるというわけではありませんけども、その後段の方です。どれほど金を使えというのではないですよ。連携をね、知恵を出せというんですよ、知恵を。変な話ですが私もあるところで、山古志の議長さんとお会いをしました。希望者があればここへ来てくださいということですから、ちょっと誘っているんなところを見してもらおうと思って私もいますし、そういう中で生まれてくるいろいろなそういう誘客のノウハウというのはいっぱいあると私思っています。そういうことをひとつ視野に入れた中で動いて欲しいと、こう言っているんです。はい、答弁は要りませんので。

片桐貞夫君 137ページの下段です。これは確認を含めて聞きますが、上の原の菖蒲園の管理の委託なんですが、昨年菖蒲まつりのとき行ってみて、私もようやく昔に返ったなと。去年は大変立派に咲いたんです。この4～5年間この問題を取り上げてきたんですけども、もう全面的に土質が悪いということで入れ替えをしたり、様々な工事関係をやってきたんですが、今年は委託料96万円がすぽんと出ているだけです。もう一応元に返ったと、こういう判断で、維持管理費だけという考えなのかなと思って。そのほかに借地料42万2,000円ほどありますけども、これは隣のページに出ています。そういうことでもう手をかけなくてもこれでまた当分いくのかなと、そんな理解をしたんですが、この点は確認だけをおきます。

それからもう1点は、教育長にちょっとお伺いします。おそらく教育長にそういう申し送

りはなかったんだろうと思いますけども、飯綱山の古墳群の関係でありますけれども。教育長、幸いにして助役時代にこの問題に係わった経過があるはずでありますので、ちょっとお聞きをします。今ほど課長の方からもあったように、飯綱山の古墳群、ここはカタクリの時期には、だいたい10日ぐらいですけど、観光課の職員が立ち会って、ここの町有地のナラの雑木林は、一面にカタクリが咲くわけであります。したがってそれを利用しているんです。私が言いたいのは、前教育長とは何回もやり取りをして、去年から終わったとこう判断をしています。埋蔵文化財、毎年新潟大学から来て発掘調査がずっと続いたんですよ。それでこの発掘調査がいつ終わるかという質問には、一昨年でだいたい終わる予定とこういうことでしたが、去年は全然もう入ってきていないのです。今度はやると中俣君の山の辺りも行くのだという話もありますけれども、そういうことで発掘調査は一応終わったと、こういう判断は私もはしているわけです。

昨年春、その関係をしてるところの地権者が寄付採納ということで町に寄付採納をしたのだったけれども、何かトラブルがあって、秋ぐちになったらまた取り下げをしたと。こんな話は聞いていますがいずれにしろ、あそこの耕作をやっている人たちは、もうせがれたちの代になれば跡継ぎはいないと。こういうことであの土地を町に寄付採納をして駐車場か何か将来的には使ってもらえるんだろうと、こういういきさつがあったんです。

発掘調査が終わったということになると、前教育長は「観光にどう活用するか検討させてもらいます」ここまではやり取りをしていたんですが、たまたま教育費の史跡公園の関係などを見ても、飯綱山古墳群というのは調査が終わったものだから名前も出ていません。今までは名前はずっと出ていたんですが出ていませんが、考え方としてあこはもう発掘調査が終わったということであれば、観光に利用しようというような考え方を基本的に持っているのかどうか。これだけ確認させてもらいたいと思います。以上です。

議長 質疑の途中ですが昼食休憩をします。1時に再開をします。

(午前12時00分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

休憩前に引き続き第7款、商工費の質疑を行います。41番の質疑の最中でありましたのでその答弁からお願いします。

商工観光課長 まず上の原の菖蒲園の関係でございましたが、この菖蒲園につきましては、当初明治神宮から株分けをしまして由緒正しくということで始まっておりました。当初は区の老人クラブの皆さん方、それから町の方の直営等々来まして、今は上の原の皆さん方、地元の皆さん方からあの状態では困るということで管理をお願いしておりまして、ようやく3、4年経ちまして今の状況になりました。そういうことで特に客土とか何かでこれのほかには何百万円ということではなくて、このお金、約96万円、100万円以下でございますが、この中で地域の皆さん方から一生懸命やっていただきまして、今回があるということでございます。このまま様子を見ながら地域の皆さん方からまた管理をよろしくお願ひしたいとか

ように思っております。以上です。

教 育 長 この飯綱山の古墳群の観光への活用とこういうことでございますが、旧六日町の時代の議会でもいろいろ議論になったところであります。私といたしましても県との調整が必要でありますけれども、何とかせつかくの資源でありますから、有意義に観光にも活用できるように研究してまいりたいと、このように考えております。

片桐貞夫君 課長に確認も含めて聞きますが、管理費委託料96万円ね、これは去年だか一昨年からは上の原の観光事業団におまかせをしていると。業者は今入っていないわけですよね、そうすれば。あの何年かかかって大騒ぎをして土の入れ替えなどをやったけれども、その後は業者でなくて上の原に維持管理を任しているんだと。それであれですか、この維持管理とその辺がちょっとごっちゃになっているらしく、時々苦情がくるんですが。上の原の皆さんは今、あの菖蒲園のところは、ああいう限られた場所ですからそれは立派に咲かせようということで頑張ってもらっているんだらうと思います。また池の周りに菖蒲を増やそうということで、自分で何かこの芝みたいなかいた中へ植えたりして、なかなか思うようには増えないと、こういう言い方をしていますけれども。それはまた今の関係とは別に、上の原の皆さんが、これはもう自力でそういうことをやっているという理解でいいわけですね。はい、わかりました。

それから教育長、まだ今の段階で予算ももちろん、それでたまたま去年ちょっと不手際があって皆さんはここが観光地になるんだから駐車場でもということで、寄付採納をしながら、トラブルで何か後半になってから差し戻しをしたなんていう格好の悪い話を聞いていますけれども。いずれにしろ、あと今、畑を作っている皆さんは、あと先何年もできないから、寄付採納して町から有効に使ってもらえばいいと。こういう考え方は今でも変わってないはずですから、またちょっと時間を置いてからそういう議論が出てくると思います。今のカタクリのその町有地の雑木林と、あの一番でかい古墳の周りがずらっとカタクリなんですね。ですからあそこはカタクリの時期になると、さいたま市や深谷市の皆さんがだいぶ来てくれていますから、そういう意味で。それはわずか十日間くらいに限定をされてしまうわけですが、そういうことも含めて、いきなりできないにしても、やっぱり観光に今後は上手く利用するというようなことを、具体的に計画をされて。一気になんてできなくても年次計画でも何でもいから、やっぱりあのまま古墳があるのをほっておくという手もないと思うので。ただまあ奈良みたいに古墳の中にもぐるような大きいのはありませんけれども、これだけ古墳があると。それでカタクリのここは原産地だというぐらいのことでも、観光にもなると思いますので前向きにぜひ検討してもらいたいと思います。

教 育 長 まず、県との協議を行いまして、とにかくどういう範囲の中であればとか、いろいろ縛りもあるかもしれませんが、その辺のところから協議をしながら具体化できるように努力してまいりたいと、このように考えております。

若井達男君 137ページまず最初は、この137ページの観光振興事業ということで、課長に伺います。この4月1日には六日町観光協会それから大和観光協会、この六日町観光

協会の4支部それと大和の観光協会が合併発足するわけですが、そして南魚沼市観光協会というかたちで出発するわけです。この先へ行きますとこれは当然のことながら10月1日に塩沢町が合併をします。そういう中でこの塩沢町観光協会と南魚沼市との観光協会の合併等について、両市町間でなんらかの事務レベルそういったところで話し合いがでているかどうか、その点をまず1点お伺いします。

もう1点141ページ、この山岳遭難対策事業費ということです。これなんかもこの合併によって11月1日から六日町の4隊、大和の3隊が一緒になって今日までやってきておられるわけですし、合わせてこれも条例が六日町山岳救助隊条例から南魚沼市という条例の下に動き始めるわけです。この山岳救助隊がなかなか聞いているところによると、その予算の運用、そういった面から始まって、行政側の考えと救助隊側の、これ全隊ではないと思うんですが、何隊かそういったところとのすれ違いですか、考えの違いがあるということです。当初はこの予算については、町の段階であれば町が、部分部分に費用、そういった経費を出してきておった。それが途中から一括で救助隊に出されて大変これは運営がしやすくよかったと、前の隊長はそういった話をされておったわけです。それがその次に替わった時には、やはりやり方、方法手段が変わったということで、またこの経費の出し方も変えてきたと。それには行政がそれなりの対応をしてきておったというふうに私も自分ではみておるわけなんです。そういった点についてもなかなかどうも行政と隊の方が一致していない、というふうに考えておりますが、その点はいかがですか。この2点についてお願いします。

商工観光課長　　まず1点目の観光協会の合併の関係でございます。実際上は今年の11月1日の新市の誕生とともに、大和町の観光協会、それから六日町の観光協会はすでに合併しておりまして、今は南魚沼市の観光協会として活動をやっております。ただ財政上の関係がございます。それぞれ今年の3月まで予算を組んでいる関係がございます、その分だけは個々に消化をしようということでございますので、実際もう動いているというかたちであります。

そんなことで実際は4月1日からは、財政も組織も大和と六日町の観光協会が正式に一本化するということになってございます。それから塩沢町との関係でございますが、塩沢町の担当課長とは2回ほどこの件について話をしてございます。ただ話といいながらも、まだ細かい観光協会の皆さん方の状況がわからないわけでございますので、観光協会の合併についてどう思いますかという程度のお話でございます。なかなか旧大和と旧六日町の観光協会も温度差がございましたが、塩沢町の観光協会はもっと温度差がすごいという中でございますので、すんなりいけるのかどうか、それが私も一番心配するところでございます。ですが行政の立場としては、やっぱり合併を向いて動いていただきたいと。あとは観光協会内部の、また観光協会同士の調整になろうかなというふうに考えているところでございます。

それから山岳遭難でございますが、私が引き受けましてお聞きしますと、いろいろなことがあったようでございます。それから六日町の方も五十沢方面、それから八海山方面、それから大和町方面でございますが、六日町の関係につきましては、それぞれ会を終了してござ

いまして、問題点の部分については一応洗い出しをして了承をいただいているところがございます。大和町につきましては、この後22日になりますが救助隊の皆さん方と私どもで話し合いをしまして、またすり合わせをするということでございますので、なんとか4月1日からは正式に新しい南魚沼市の山岳遭難救助隊というかたちの中で動きたいかように思っています。

それで今指摘のございました問題という部分がございますが、1つは市のその山岳遭難救助隊の関係の条例があるわけでございます。条例の中の条文の一項に、山岳遭難救助に関することという条文が平成4年まではあったんですが、その後その条文が削除されております。そういう中で山岳遭難救助に出動する際の指揮命令系統がはっきりしてない、という部分でちょっと問題になっておりました、これはすぐ条例改正というわけにはいきませんが、何とかお願いをしまして10月1日の塩沢町さんが入ってくる時に、その部分を場合によっては直させていただくのかなという部分でございます。

それからかつては委託料ということで、救助隊に皆さん方のところには、これだけの予算で今年は登山道の管理、それから草刈り等々お願いしますよ、というかたちでやったわけでございますけども、これがやっぱり非常勤特別職というようなかたちの中で、救助隊のその委託という格好になりますと、隊長がその全責任を負うのかという部分の問題があったようでございます。今は出動に対し、その日報をいただきまして、私どもがそれを個人個人に直接振込みをさせていただいております。そこでやっぱり問題になるのが、救助隊としての活動経費がないということが1点言われております。これにつきましては、私どもの方でその報酬、それから賃金等を予算化してございますが、この中から場合によっては1隊につき何万円がいいのかわかりませんが5万円がいいのか10万円がいいのかわかりませんが

そういうその救助隊としての一般的な活動経費として出して、残ったものをその個人配布というようなかたちの、日報で報酬等の支払いをすればよろしいのかなということで今のところ考えております。おそらく調整がつくものと私考えておりますので、今の段階の現状でございますが。

若井達男君 前段ですが、これやはり課長、私も課長と同じような考えで一部大変危惧をしているところがございます。観光協会同士で大和町、六日町以上に温度差があるんじゃないかということは、これはやはり塩沢町さんにするとすぐ隣は今度は湯沢町だと。そういった中で、特にその湯沢町の観光協会との方の、合併ということは別にしましても、合致、そういうのをみたいという気持ちがおおいにあるんじゃないかということです。今までの塩沢町の観光協会も、どちらかという塩沢町観光協会そのものより石打丸山観光協会がかなりのウエートを占めてきておるといような状況の中で、昨日も午前中ありました塩沢町との合併後の機構案という中に、この商工観光課が塩沢町の方に位置している。ということでそういった課そのものが位置しておる中で、元となるそれぞれの協会が全く温度差が違って別々の方向を向いておる、ということは全く私も危惧するところがございます。その辺は本当に大変なこれからの指導力が発揮されねばならないということじゃないかと思っています

が、その点については十分やっていていただきたいというふうに考えております。

それでこの山岳救助隊です。一応今ほどの説明で了解をいただいたんですが、このやはり山岳救助活動の中に、これは条例では謳ってあります、登山道の整備、山小屋の管理。そういったこと謳ってありますが、中にはいやもうそれはしないんだと、今ほどの経費の問題で。我々は救助隊の要請があった時にだけ出動するんだというような強い意見が出ておったと思いますが、その点は解決されているかどうか。この救助隊の出動要請も、出動要請が警察から出る場合と、また遭難の場合であれば、個々の家庭から出る場合と、また行政から出る場合。それぞれ違った立場からの要請が出ることによって、またこの隊員の扱いも、保険から始まって違ってきていると思いますが、その辺は話し合いがついているのかどうか。その点をひとつお願いします。

商工観光課長　　まず第1点目の部分でございますが、今私どもの救助隊の中にも先ほどの、観光協会の問題でもございませぬがやっぱり温度差がございませぬ。要は山岳救助隊ということであるので、登山道の整備や草刈のその仕事はなくてもいいんじゃないかと。要は山岳救助に特化をしたいという隊もございませぬ。そのかわりに、いや私らのところはそういうそのことではとても山岳救助隊が組織できないと、逆に自分たちの山を自分たちが今まで管理してきたという、自分の山は自分で守りたいというような救助隊もございませぬ、なかなかその調整がつかなかったわけでございます。今私どもで提案をしているのは、例えばその草刈等についてできない救助隊については、これは業者の外注まで含めて検討をしましょうということは今のところ考えております。今のところは1隊だけ、これたぶん隊の総意ではないかもしれませんが、そうした場合に草刈はどこがするの、ということで一応投げかけられておりますので、私どもの方では森林組合がいいのか、それともその山を知っておられる業者の皆さん方がいいのか、その部分はこの予算の中から振り向けをするということになりますので。そういう隊につきましては山岳遭難救助の際に、一応命令によって出動していただくという業務が主な業務になるかなというふうに考えております。

それで遭難救助の際の一応今のところの指揮命令系統でございます。これは消防に入っても警察に入っても警察の方で、これは郡の山岳協会の会長を警察署長さんがやっておりますので、こちらの指揮傘下に入るということになります。その警察の会長が必要であると認めた場合には、傘下の救助隊の方に当然出動命令をかけるわけですが、その時に初めてそれを管轄している市・町のところに出動命令がきます。例えば私どもの場合であれば、市長のところ警察から出動命令がきますので、市長から私どもがそれを受けて、それぞれの救助隊の隊長の方に連絡をして出いただくというかたちになります。その際に問題になるのは、経費とかいろいろ保険の問題もございませぬが、これは捜索救助の依頼を、身内ないし身内に代わる費用負担のできる方からきちんといただいてから、その捜索救助が出るということになります。例えば1人1日の保険が2万8,000円ほどになりますけども、これもあとでその遭難をされた方のほうにさっき言いました捜索依頼によりまして請求がいくというようなかたちになりますし、諸々の経費もそっくり請求をさせていただくというかたちになります。遭

難救助の場合の主としての持ち出しは、担当サイドの職員としての出勤はございますが、それ以外の出費は主としては今のところないと。だから全部基本的には本人負担で、あとで請求がいくというかたちになります。以上です。

上村 守君 私どこで質問していいかわからないのでこの場でさしてもらいたいと思います。市長の施政方針の中あるいは行政報告の中にも、一番こう地域で悩んでいることが一言も書かれていないんです。というのは雇用の問題なんです。雇用の拡大。歳入の面でも滞納が増えて困る、あるいはいろいろな収めなければならぬ金が入ってこない、という悩みもありました。企画の方でもそういうものがでてくるのかなと思ったんですが、この雇用に係わる部分というのが全く一行も出てこない。これはいかななものかというふうに思っているんです。

旧大和町では40代、50代の人たちでリストラにあたり失職、職を無くした人たちをなんとか救わなければならないということで、町独自で緊急雇用対策を組んで14年、15年ときました。それによって10人、多い時は20人程度の雇用があって、父ちゃん方、働き盛りの母ちゃん方を雇っているいろいろな町の施設の草刈をやってもらったり、あるいは整備をやってもらったりして、町の中に少しでも金回りよくしようじゃないかというようなことも、提案をさせてもらって実現をさせてきました。去年は、県の方で緊急雇用対策が出てきたので、町独自ではいけないというようなことがありまして、そのことは強くは申し上げませんでした。ですが今年は県の方も打ち切られて、商工観光の中にもそういうたぐいの予算が全く盛られていない、というようなことがありますので、この雇用対策について、市長、どのようにお考えなのか、まずそれを伺っておきたいと思います。

市長 この雇用対策につきましては、これ旧六日町でも緊急雇用対策事業で16年度まで、何年間やったのかなずっと4年ですか、やってきました。今おっしゃったように16年度いっぱいということでありまして、17年度について特にこの雇用対策と案件は打ってありませんけども、例えば観光の方の風評被害対策、こういうふうにそれぞれ随所のところに、商工であれば商工なりの中にそれぞれは盛ってあります。ただまとめて雇用対策として、このことをどんどこれひとつをやるんだということは、今はまだそこに至っておりません。完結型市政という部分の中での一環ということでありまして、ただいわゆる企業誘致、それから創業起業、その関係も商工観光の方で一生懸命やっておりますが、まだまだその成果がそこまで現れていないということでありまして、決して雇用を忘れていないということではありません。その中心に据えてやっていかなければならない。ただそれこそいわゆる雇用対策というのは、とにかく産業がそこにひとつ起きなきゃならんわけですから、どういってしてもですね。それが非常に難しい。ただ市がお金を出して一時雇ってなんてことではなかなかそれは続くわけではありません。そういう面で若干長期的になりますけども、一番大事な問題だというふうには認識をいたしております。

上村 守君 私もそれこそ単発的にやっただけではこれは効果のないことはわかって、我々も大和町時代からこんなことは議論をさせてもらってきたところなんです。ただ私は八口一

ワークと商工会と町というか市が、連携をする求人のコンピューターのなんとかという装置があって、ああいうものを構築をしたり、旧大和町では求人情報を市というか町だよりに載せて、こういう仕事があるんだがどうだろう、というような対策をとりながら それを行政が一方的に昔の失対事業のことばかりやればいっていいというもんじゃないですけども とにかく情報を住民の皆さんに流すということが大事だろうと思うんです。そういうたぐいのものが全く見られないので、もう少し何か行政として、この今の状態あるいは問題になっている滞納対策からいっても、やっぱり働いて対価を得て払うものは払う、ということのやっぱり生活の基盤整備に行政が係わるということは大事だと思うんですが、その辺の取り組みの意気込みをもう1回聞かせてください。

市長 一例ですけれども、いつもこうなると六日町がこうしていた、大和はこうしていたとなるのですが、ご存知のように今この庁舎の入り口のところに、ハローワークの求人情報を全部、あそこは割合と市民の皆さん方が持って行っていただきます。よく私も何度か行き合いますけれどもそういうこともやって、一例ですよ、これは一例です。意気込みといいますと、とにかくその雇用問題は非常に重要な問題ですので、きちっと力を込めてやっていきたいと思いますが、簡単にすぐ結果が出るという部分が、すぐにはつかめないということでもあります。継続をしながら。情報提供は一生懸命やります。それはやらしていただきますので、またそれぞれ皆さん方からいい情報がありましたらまたお知らせいただければ大変ありがたいと思っております。午前中にちょっと議論ができました、例の企業誘致推進員これらも当然ですけれども雇用、雇用の面を1番に出して一時でも1日でも、早くいい企業が見つければという、そういう思いでありますので、気持ちだけはご理解いただけますが、改めてまた一生懸命やらせていただきますのでよろしく願いいたします。

大久保栄一君 観光振興費の141ページの研修道場等の管理運営費について伺います。これについては、研修道場そのものは鉄骨平屋建てですね。950平米でございますけれども、この「等」について、課長はどのようなその認識をお持ちでしょうか。まずそこからひとつ。

商工観光課長 これ私の商工観光課長というかの考え方でしょうか。それとも見た目の感想でしょうか。

大久保栄一君 見た目結構です。

商工観光課長 そう言っていただけてありがとうございます。実は何であれが私どもの商工観光課の所管施設なのかなと、まず1点、最初にまず疑問に思いまして、中身をいろいろお聞きをしました。旧大和にはこういうやっぱり施設がそれぞれあって、たまたま火渡り等の関係があるので、これは観光だということで所管をするのだというふうに伺っています。一応私が聞いたのはその程度でございますが。

大久保栄一君 この「等」には、大変なものがくっついているんです。ということは、大崎ダムキャンプ場の設置条例というのが設置されておりますが、これはおわかりだと思います。その中でさらにこの「等」の中に、ログハウス木造2階建て1棟。それから公衆便所、



これ水洗になっていますね、これ1棟。それからあずまや、それからバーベキュー場、パーゴラ、水飲み場、外灯、排水地2ヶ所、せせらぎというような大崎のダムのおね3町3反の湖面を巡るその中と、それから上の段のキャンプ場、それが入っているんです。その金額が歳入の面を見ると1万円。歳出は194万1,000円です。これはまあどうってことはないんです。どうってことはないですけども、この建設が平成5年度なんです。これの建設時については、それなりの理由があったんだろうと私は思っています。思っていますので、別にどうこうはないんですけども、しかしながら、今の状態で大崎地区の皆さんは、非常にそこに地域の皆さんの奉仕的な精神をそこへ集中しようということで、一生懸命取り組んできました。

おかげさまで平成16年度ふるさと創生資金の活用で、日本一安全で安心で効率のいい鯉のぼり施設を設置しようじゃないか、ということで議会の皆さんからご理解をいただいて大変な投資をしていただきました。おかげさまで日本一の施設ができましたし、私もその分については、6ヶ月間鯉のぼりのことについて、もう寝ても夢の中でも、鯉のぼり吊り。日本一の鯉のぼり吊りの絡まない金具作りを研究しました。これ需要があれば特許もとれるほどの金具なんですけども、いくらどういう方向から風が吹いてきても絶対鯉がワイヤーに絡まらない。それとエンドレス方式といまして、1つの鉄塔の上に、ワイヤーをどんどん回すわけです。ですから今までは鯉のぼりがあこへ引っかかればね取る時はそこまでワイヤーに乗って出なければならなかったんですよ。今度はそうではない。もうネジでどんどん巻きますから。もう何百メートルいっても鯉が帰ってくるんですね、また戻すこともできる、エンドレス方式。それを成功させました。

そういうことを考えた中において、このダムと研修道場が一体となった観光について、もっと全国に発信するべきだろうと私は思っています。これができれば目的が達成されるんじゃないかなと思うんですけども、私もその点では、群馬県のおそらく市長もおわかりだとは思いますが、万場町というところがあります。今は神流町になりました。中里村とそれから万場町が合併をしまして、合併をしましたが3,000人なんです。畑や田んぼが1枚もない町なんですけれども、ここへ日本一のやっぱり鯉のぼり施設がありました。鯉のぼりを5月の連休で800匹吊るんですよ。わずか3,000人のその人口のところへ、1週間の連休の中で3万3,000人の方々がそこへ鯉のぼりを見に来るんです。見に来てとにかく町をあげてそれを応援するわけです。私も聞いてみました。焼きそば屋さんに行って聞いてみました。その1週間のうちに焼きそば屋さんが100万円売っているんです。それでたこ焼き屋さんが100万円売っているんで。とにかくそれがなければそのこの神流町は大変なことになる。これ1つだけでもものすごい活性化になった。

というようないろいろな意見を聞いてきましたので、こういうせっかいいい施設を作っていただき投資もしていただいたという中で、観光資源として、やはりこれからひとつ全国へ発信する手段、そういうものもひとつ十分考えていただいて、大崎の活性化、あるいはそれは南魚沼市のその観光の活性化につながるということが私は一番大事ではなかならうかと思っ

ております。これをきっかけにして、政策的な問題もあろうかと思いますが、一生懸命ひとつ考えていただきたいと思っておりますので、観光課長もう1回、ひとつその取り組みについてお話を願いたいと思います。

商工観光課長 大変申し訳ございませんでしたが、私も2回くらいは行っているんですが、どうも春先には行かないものですから、ちょっとその鯉のぼりがわかりませんで申し訳ございませんでした。今ほど細かに説明をいただきますと、なかなかすばらしい資源だなどこう思っております。ただ私はこの予算の中には研修道場等というのがどうもそのピンときませんで、そういうことであればこの名前まで含めて ただこれもたぶん大崎地区の皆さん方に名前を募ってのことかなと思っていますので、もしよければということで、これらの名前からまず変えながら、もう少しその観光資源の重要な一步として位置づけまして、研究だけはぜひさせていただきますので、そんなことでよろしく願いいたします。

岡村雅夫君 2点伺います。企業立地奨励金133ページですか。これについて今少しお伺いいたします。16年度に雪国まいたけさんと八海醸造さんに交付されているようでありますけれども、この内容が何か平米掛けるいくらか、先ほどの説明では、人数掛ける10万円とかという話であります。ちょっと私はこれは経験ないものですが 企業には固定資産の免除とか、あるいは借入れに対してどうのとかというようなそういった優遇措置があるかと思うんですけども、この内容について今少しお聞きしたいと思います。

それに絡めてですが、推進員制度というのが企業立地推進制度を、ということですが、期限を切って5年というようなことも今説明がありました。かなりあてがあつたことなのかというあたりが、ちょっと聞き取れませんでしたので、ひとつお願いします。

そして今ほどの話とも関連しますけれども、魅力があつて企業ってのは来ると思うんです。そうした中で逆にこういう制度があるがために 逆というのは申し訳ありませんが そういった弊害というのはどういうふうにとらえようとしていますか。要するに、「いいな、行ってみようかな」と思ったところに、「ちょっと待ってください」と、「私がじゃあ紹介します」というようなことがもし起きると、私思ってしまったんですけど。そういった悪さといいますが、いやそういうのはおおいに結構だというような考え方なのか。その辺、純粋な気持ちで来るところに、介在者がすぐそこへ介在するということがいかなものかな、というような感じを私は持ったんですが、その辺ひとつお聞きいたします。

もう1点はしゃくなげ公社について139ページです。この1,140万円というこういった運営費があるわけでありまして。過去にはだいたい毎年こういった内容で1,000万円、1,100万円そこそこの運営費を出しているのか、その辺ひとつお聞きします。

合わせてほしい私はこう見ていると、委託事業については多分その都度人員をチャーターしてやるんだと思うんです。飲食店があそこにあると思うんですが、休憩施設と申しませうか、だいたい常勤でどういったかたちで何人ぐらいでやられているのか、この人件費という部分がどの程度のことを考えているのか、その辺ひとつお聞きをします。経営状況については大変厳しいという話は説明を受けていますけれども、恒常的に厳しいのかどうか。な

んらかの公社に委託をしている、公社が目的を持ってやっているということになりますと、かなりこういった施設は採算をみての取り組みであったのではないかなと思いますけども、その辺はどういった推移をなされているのかちょっとお聞きをいたします。

商工観光課長　　ちょっと沢山ございましたので抜ける部分があるかもしれませんが、あとでまたご指摘いただきたいと思います。まず企業立地の関係でございますが、これは合併調整の中で、今まで六日町に企業設置奨励条例というのがございまして、それが大変有利な条件というのがございました。その内容が1平方メートルあたり5,000円というのがございまして、3,000万円を限度にするというのが六日町の条例でございました。それから固定資産税が3年だけ全部免除になるというようなことがございまして、これについて合併調整の中で、ちょっとその見直しをした方がいいのではないかなというような内容で、これは六日町の条例につきましては、10月31日で一応執行してございます。ただすでに16年中で指定企業の指定を受けて工場増設、それからこちらの方に進出をしたというところもあるわけでございますので、そういう皆さん方は経過措置で3月31日まで引っ張っていくと。3月31日まで一応、経過措置で引っ張ってあるということでございます。ただ10月31日までに指定を受けてという部分がございまして、11月1日以降に工場を作ってそれから操業しなければ駄目だということがございますが、そういう内容でございます。

それでこれが旧六日町の内容でございましたが、今の南魚沼市のその企業立地促進条例では、今度は床面積ではなくて人間、要は雇用したところに着目をした方がいいのではないかなということで、雇用につき1名10万円というかたちでくくってございます。そういうのがちょっと大きな違いかなと。それからもう1つは固定資産税の関係、今回条例を出してございますが、これは税条例の方でございまして出してございますが、今までは全額免除でしたが、今度は2分の1免除ということになりますので、そこが2点大きく変わっている点でございます。

それから推進員制度の関係でございますが、5年に期限をしたというのが特にあてがあつてとかそういうことではございません。この制度はできたら定着をしたいということですので、1年や2年の制度ではやはりこれが効果を発揮しないという部分でございますので、5年を一応めどにしたということでもあります。場合によってはこれが延長されるということも当然あるかと思えます。

それからもう1点、弊害の部分がどうかということでございますが、私たちもそこが1番これを運用する場合には問題が起きそうだなと。要はあらぬ疑惑を招きかねない部分があるなと、こう思っています。ただあまりにもあれもこれも、いやここもここだとかたちで制約をかけますと、要は果実の部分、実際の企業誘致に結びつかないという部分が出ます。その辺との整合性というか兼ね合いがございまして、ある程度その弊害が起きてというわけじゃございませんが、みんな「あんた駄目だよ」と、「いやあなた来ちゃ駄目ですよ」というかたちに杓子定規に切ってしまうということもできないということでございまして、それにつきましては是非、私どもの方にお任せいただくということをお願いをしたいと思いま

す。

それからしゃくなげ公社の方でございますが、まだあそこにセンターがございまして、それから飲食をやってございます。基本的にはあここに局長、局長というか事務長がいるわけですが、支配人になっていますけども、この方はずっといるというかたちになりますし、食堂の関係で2名ほど配置になっているかと思っております。ただこの食堂の昨今の状況、特に県道側の方の崖崩れがございまして今、周遊できないような状況が去年から続いておりまして、そういう意味では非常に営業成績はまずいのかなというようなかたちでございます。あと今までの実績でございますが、今私のところに直近10ヵ年だけのものを持ってございますけども、1番売り上げのあった金額で6,000万円ほどの売り上げがございました。それで16年の予想でございますが、まだ理事会を開いておりませんので確定の部分ではございませんが、暮れにもらった内容ですと4,200万円ぐらいかなということで一応調書の方はもらってございます。それで平成6年から平成11年までは比較的順調でございましたので、町の方からの補助金の投入はしてございませんが、平成12年から、先ほど言いましたが支配人1名の人件費相当約500万円でございますが、これを補助金として今のところ交付をしているという状況でございます。以上です。

岡村雅夫君 企業立地奨励金についてですが、これ大和町の場合だと企業誘致というかたちで要するによそからということが当初前提だったんです。ところが工業団地を埋めるという考え方から地元企業もというかたちになってきました。この内容をみますと、交付された雪国まいたけさん、八海醸造さんは地元企業ということでありますが、この境というのはどういうところで見るのかなと。要するに一般の工場等が増資をしようとか、あるいは新工場を建てようとか、というような場合は当然該当になるのかどうかその辺を1つ。「指定しなければ」という意味がありましたが、その辺は規定があるのかどうか、それをお聞きいたします。

あと改正の問題は、財政事情から若干絞ってきているなというのがわかりましたので。それで次の推進員の問題であります。こういう条例を作りますと、その担当になりますと成果を上げなきゃならん、実をひとつ付けさせなきゃならんというようなことで、強力に進める義務が発生するわけでありまして。そうした中でその委員会なりなんなりが指定するわけでありまして。当然今課長が答弁されたように、色々問題が起きるかもわからないと、こういうことであります。私はこの制度はそれは気持ち的にはいい問題だと思うんですけども、かなり眉唾に思っていないと、これにあんまり頼ることよりも、もっともっとアピールをした方がいいのかな、魅力を見出してもらうようなPRの方がいいのかなというような感じが私しました。所見があったら伺っておきます。

それから5年については、延長をするか廃止するかはその経過を見てということでありましたのでわかりました。了解しました。

次にこのしゃくなげ公社の問題で、事務長の給与相当ということで500万円が出ているわけですが、大半が半分近くがそれだということでありまして。私、今回の予算を見て感じる

んですけれども、ちょっと今までの大和の経験ではないその公社というかたちが出てきて、そこで直接その担当課なり行政がやらない部分というのが多いなという感じがしたんです。こうやって今この事業形態見てますと、一頃はよかったけれどもということになれば、じゃあこれは維持管理は当然していかなければならないという前提がありますと、どんどんつぎ込まなければならないという、こういう問題が出てくると思うんです。よくいう第3セクターとかそういう問題でも、なかなか初期の目的どおりにいかないということがあった時に、誰がそれを収束するか、あるいはようするに舵取りをするかというあたりがかなり問題ではないかなというふうに思うんです。今現在こういった状況の中で、先般私も一般質問でしましたけれども、新たな事業を取り入れると、委託をするということだそうですが、今現在で事務長500万円払ってこうでということになると、新たな事業を展開するということになると、まだまだ1人じゃだめだから今までで一杯だから増員してもらいたいと。そうすることによってもう少し必要だ、ということが先般ではこしひかりの開発に関しては500万円で打ち切りと言いますけども、こういったかたちでその運営状況を見た中で、増額していかなきゃならんというような問題が起きやすいかなというような感じが私するんですが、その点はいかがなものでしょうか。

商工観光課長　　まず第1点目の該当する企業ということでございますが、何もかにもというわけにはいきませんで、細かい話を言いますと、法律の中に一応切り下げている部分がございますして、農村地域工業導入促進法と第2条第2項に規定する工業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業というような部分の業者が該当になるということになりますし、事業所等につきましては16事業所がございますが、こういうものが該当になるということで、これに該当になって申請を出して指定企業になれば、この該当になるケースがあるというふうに思っていたきたいと思います。ただ先ほども言いましたが、旧六日町の場合と新市の場合、若干その支援の方法が違ってしますので、そこをちょっと別々に考えておいていただきたいと思います。

それから企業立地の推進員の関係でございますが、当然私どもがこれを決めたから動かないということではございませんで、これ私ども保管をするまた保管をしていただける可能性のあるという部分でございますから、当然私たちのところも企業係という係を1つ持っております。これは企業誘致もそうですが、この市内、自分たちの地域からも企業を立ち上げるという部分も担って一生懸命やっているわけですので、そういう意味でひとつご理解をいただきたいと思います。

それから公社の関係でございますが、確かにそういう部分も一面あるかもしれませんが、今、市の財政事情等を言いますと、その赤がとか欠損部分が出たからそれを全部補てんできるかと言われると、補てんをできるなんていう状況にはないというふうに私たちはこういう団体の皆さん方には、口をすっぱくして言っております。だから少しでも、10万円でも20万円でもとにかく足で稼くなり、自分たちで稼いでくださいよと。うちだっているいろとその予算の中でもやりくりをしながら皆さん方に応援をしているんだよと。ただ待っていて

金だけもらうという発想だけはやめてください、ということによっておりますので、この公社のしゃくなげ公社の部分が絶対とは言われませんが、おそらくこれ以上なんかにあっても金をつぎ込むということにはなかなかならないのではないかなというふうに考えております。以上です。

岡村雅夫君 前段の方で今、法律があってという言い方で、その根拠を一つ教えていただきたいと思います。何かあの指定の法律のもとでという。何が根拠でじゃあそのお金が交付金か何かでくるのかどうか、それを1点お聞きをします。

それからしゃくなげ公社についてじゃあ財政的に今、とんとんになるのか累積を持ってるのか赤字なりあるいは余剰金なりを。その辺を1つお聞きします。そしてそれが新たに今年されるその新事業の500万円については、ほとんどトンネルになると思うんです。そういった要するに製紙会社となんらかのかたちで500万円というのは消えると思うんですけども。そのそういった状況で実際新規事業を取り組めるかどうかということが、私は大変心配しているんです。その辺ひとつもう一度お聞きをします。

商工観光課長 冒頭私がちょっと失礼をしまして間違えましたが、私どもの南魚沼市の企業立地促進条例の中の条例の中で、今ほど言いましたが工業導入促進法の該当部分、それから新事業創出促進法の事業所だというふうにあれしていますので、法律でやるということではなくて、条例の中でその法律に該当をする業種を指定するのだというふうにご理解いただきたいと思います。

それからしゃくなげ公社でございますが、今現在赤字の状態ではなくて、おそらく今年あたり終わると今までの蓄えがなくなるのかな、というレベルというふうにご理解いただきたいと思います。それからコシヒカリ紙の方に携わるといのがありましたが、これもちょっと前に話がございました。今ある程度余剰的な人員を抱えている部分がございますので、そこらを使ってできるというふうにご考えておりますし、これは非常に辛い言い方を場合によっては公社の皆さん方にしなきゃならないわけですが、これもやっぱり地域雇用の部分が大きいんです。地域の活性化もあります地域雇用という部分が。ただ三国のダムの方からの委託金が減る、それから仕事がない、という部分で当初、あなたにお願いしますよ、というかたちで雇用の契約なり、お願いする方がいると思うんですが、これらをそっくりそのまま踏襲するということが、今後は多分考えていかなければならないと。ということは入ってくる委託費の内容によって人的な部分を整理をしてください、ということも私どもの方から今っておりますので、そういう意味で入る中で一応運用をしていただくということ、今後やっていただく必要があるかなと考えております。以上です。

議長 2番議員の保留した答弁を許します。

商工観光課長 一応保留をいたしました案件でございますが、やはり家賃ゼロというところはございません。最低で売り上げの6パーセントということで、こちらの方に向こうの方から連絡が入りましたので、一応承知をいただきたいと思います。家賃部分につきましては、石原さんも一応取締役になっておりますので、市の方も一生懸命頑張りますが、取締役

の石原さんの方からもこれについてはやっぱり一緒をお願いをしていただくということで、今後ともひとつご協力をいただきたいと思います。以上です。

石原健一君 この私この件ちょっと収入役さんにも考えを伺いたいんです。収入役さん、ララの監査役ですよ、私も取締役というあれでありますから質問の仕方がちょっと難しいんですが。ただやはりその認識、今の答弁が全然私の資料と違うんですよ。極端なことをいうとマイナスなんですよ、要するに。共益費、共益費が全額納められないで、家賃がマイナスという資料もあるわけです。私はその細かいことを言うことじゃなくてそういう格差があると。その格差に関してどういう認識なのか。やむを得ない範囲で、これはララの運営上しょうがないというふうにとらえているのか。やはり早急にその見直しをしていかなきゃならない・・・これはさっき言ったフナイ総研もそういうふうに指摘をしているし、この新潟県のシンラン機構もそういうふうに指摘をしているわけです。ただその運営している上でいきなりやることは難しいかもしれないけれども、そういういろいろ指摘がある そういうことをするためにお金を出して審査をしてもらっているわけですから そういう指摘がある以上、前向きにまた私は取り組む必要もあろうかと思えます。それで家賃の格差というのは細かいこと言うことはありませんが、あることは事実ですので、そのテナントの方々が、個々にやはり私どもに不満を持ってくるわけです。相当開きがあると。そこから辺りをどういうふうにあれするのかひとつ収入役さんのお考えをいただきたいと思います。

収入役 私も監査という立場で入っておりますが、先ほどから課長の方から話がありますように、かなりきついそのフナイ総研さんからのご指導があるということの中で、今の問題もかなり大きく指摘をされているということでございます。私は何と申しますか、その中に入っている個店の皆さんが元気を出して、商売が好転をするということによって、その部分というのが解決してくるだろうというふうに考えています。そういうことでございますので、先ほど話がありましたように、フナイさんからもう少し指導をいただいた中で、執行機関、それから個店の部分をやはり意識の改革をしていただくということによって、その部分がかなり好転をしてくるだろうというふうに考えております。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第7款、商工費に対する質疑を終わります。次に第8款、土木費の説明を求めます。建設課長。

建設課長 (説明を行う。)

都市計画課長 (説明を行う。)

議長 ここで休憩をします。3時10分まで休憩をします。

(午後2時50分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時10分)

議長 土木費に対する質疑を行います。

中沢俊一君　　2点だけお願いをいたします。149ページの地方道路交付金事業ですが、これに関連したことですけども、先般、八海橋の架け替えについての地元説明会がございました。新年度早々にも内示があるかなというような県の方の見通しだったもので私もずいぶん喜んでおるわけです。これに付随しまして、内示があれば当然地権者を対象にした説明会があると思いますけども、問題はその先なんです。17号までその先を延長するという案あたりをどういうふうに処理していくかということで、県の向こう10年間の重点路線などもちょっと見せてもらったこともあるんですが、そこに入っているわけです。このただその地権者を対象にしたいろいろな条件交渉だけでなく、そんなふうなあの辺の地域の道路整備を含めた、そういう何といいますか地元の考えを聞く、集約するあたりの会まで広げていって、私としてみれば対応していただきたいなと思っていますが、これの用意はこれからあるかどうかちょっと聞かせてください。

それからもう1点です。ページ数だとどこだ153ページでしょうか下の方、シンボル施設の借地料というのが870万円ほどあがっております。駅の西、東、大変重要な土地の借地料なんですけども、これの条件交渉が地価の変動によってなされているふうにこの議会でも説明がありました。私が聞きたいのは、ひと頃に比べて地価が半分あるいはそれを割るレベルまでこう下落している中で、その地価のその変動に応じた地代の設定がなされているかどうか。不動産鑑定士あたりの助言を受けた中で、そういう交渉に入っているのかどうか。その2点だけ聞かせてください。

建設課長　　八海橋の架け替えに関連して道路の延長をどうするかということについてでございます。八海橋の架け替えにつきましては、設計が終わりまして、昨日、一昨日ですか、関係者が集まって今後の測量等についてお願いをしたいということで説明会をさせていただきました。それで予算の額はまだ確定はしていませんけれども、新年度へ入りましたら連休明けごろから、その測量に入りたいということで今進めております。道路の延長につきましては、過去にそういう話が出たということは聞いていますけども、今現在は古川橋のところへ擦り付けることで進めていきたいということで考えております。

都市計画課長　　153ページのシンボル施設借地料872万9,000円ですが、内容を申し上げますと、駅前広場で31万4,000円です。駅前の駐輪場で35万9,000円です。駅前の駐車場で299万7,000円です。駅西の駐車場で137万7,000円です。シンボル施設が368万2,000円です。合わせて872万9,000円になります。今確かに地価の下落につきましては、六日町地区の宅地等についてはかなりの下落のほか、国、県の公示価格といいますか等を見ると下落がなされています。この予算書につきましては、その昨今の下落を考慮した単価がどうかと、そういう話だと思ってしまうんですけども、この単価につきましては前年度の単価をそのままここに持ってきたと、そういう組み立てであります。したがってこの下落について、市が借地をしているという場所はこのところばかりじゃないわけですから、その辺を加味した中で、総合的にこう全体を見た中で、その借地料をどうするかというのは考えていかなければならないと思っていますけれども、この予算書の計上の仕



方は前年度の単価をそのまま使っているとそういうことです。

中沢俊一君　私さっきその八海橋の件で聞いたのは、それはとりあえず橋の工事が終わるまでは身を潜めていると思います、地元の方としてはね。ただそういう中で、これからそういう財政のことも考えますし、また特例債をどういうふうに絡めていくかということの思惑もあるわけですから、そういうことをあらかじめやっぱり、本当のそこへ、その場についてどたばたすることじゃなくて、あらかじめそういうようなことはきちんと話し合うことを。地元ではやっぱりそういう動きもあるわけですから、その辺のことを汲んでいくのかどうか、それを聞かせてもらいたいんです。

それからそのさっきの地代の方です。シンボル空間のあの面積が、私どのくらいあるか知りませんが、あこで300何十万円というのは私はどうも解せない気がしますし、これ800何十万円、10年ちょっと経てば1億円に嵩むわけですから、効果的なそのなんといえますかね、所得も含めて私はやっぱりもっと踏み込んだ検討をしていただきたいんです。その辺も含めて、本当にこの下落している実質にあった交渉を、ちゃんと鑑定士をはさんだ中でやっているかどうか、その点だけ聞かせてください。それだけです。

建設課長　架け替え後の道路の見直しの件ということでございます。この八海橋の架け替えにあたりましては、地元の方でも対策推進協議会ですか、そういったものを組織をしていただいて、今まで長年かかって進めてきていただきました。ここでようやく八海橋の架け替えという長年の懸案が一つ解決をするわけでございますので、これを1つの区切りといたしまして、今後の道路網の計画につきましては、市内全体を含めたかたちの中で、もしそういう声を聞く会を持って欲しいということであればその対策協議会の皆さん等と相談をして検討をしていきたいということ考えています。

都市計画課長　土地の下落に合わせたそれ相当といえますか、妥当な借地料をやはり設定すべきではないかと、そういうご意見だと思えます。確かに私もそう思います。したがって、土地評価額の何パーセントというふうなことで借地料の積算はなされているようです。この場所に限らず、やはり市の借地をしている場所というのはかなりあるわけですので、ここに限らずやはり市の財政課なりそういうセクションで一律にやはりこの地価の見直しといえますか、借地料の見直しといえますか、これに取り組む必要があるんじゃないかと私は考えますので、検討をしてみたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

阿部昭司君　今ほどの駅前広場の件で、この前委員会の時にも伺ったんでございます。私、ここのところずっと駅に朝晩送り迎えをしているわけですが、あそこへばかげにバスレーンが、バスは3台ですか、タクシーが10台だかの駐車スペースを持っているんですがね。見ていると一般の人たちの送迎がばかげに多いんですよ。ところがそこへ今度送迎にいて車を止める一般の送迎部分というのは、3台だか4台置く分ぐらいしかないんですよ。それでもっていくと、今度はバスの運転手が後ろからプップププやってお脅かされる、タクシーの運転手にはあそこはみんな駐車場みたいになっているし。そのくせあそこへ雪がいっぱい積もってもぜんぜん片付けるいきさつもないと。そういうようなかたちなんでございま

すが。しかし駅を利用する人たちのためにあれはあるわけですから悪いとは言いませんが、もう少しなんとかこう整備する方法というのは考えていませんか。そうしないとどうも送迎客、旅館なんかも今年は割合にお客が来なかったために行かなかったみたいですが、そういう人もどうも肩身が狭いようなことでもって出入りしているみたいなんです、そこらどうでしょうか。ちょっと聞かせてください。予算と違ってすみません。

都市計画課長 駅前広場につきましては、バスの路線バスの止まるゾーン、それからタクシーの止まるゾーン等については一応白線を引きまして、区画されているようですが、一般車両につきましてはそういうちゃんとした駐車するようなスペースとありますが、それがないように見受けられます。特にこの冬の豪雪とありますが、一定期間の中では非常に駅前の広場が消雪も上手くいきませんで、非常に混乱をしたという事態がありました。それも最終的には市のロータリー車を使いまして、一般の方の駐車場のところを排雪場所として、あそこに皆投雪をしまして六日町の祭り直前に、ある程度きれいにしたと、そういう今年の場合はそういうふうな対応をいたしましたけれども。車の誘導、それから整理等につきましては、我々職員があそこに張り付いているわけでありませんし、管理をするセクションというのは都市計画課ということになってはいますが、ただ駅前広場のそういう交通整理とかそういうところまで実際問題、私どもは手が回らないわけですので。タクシーそれからバスにつきましてはこれは私はきちんと停車なり客待ちなりをしているというふうにとらえておりますけれども、一般車両等について非常にこう何とありますが、きちんと止めていない車も見受けられますが、ただその辺についてはどうすればいいのかという、私今現在ではこうすればいいというふうな考え方がありませんけれども、ただ何か看板か何かを立てて啓蒙とありますが、気をつけてもらうより方法がないかなという感じもしていますけれども。答弁になったのでしょうか、ならなかったのでしょうか。

阿部昭司君 なかなか答弁がしにくいと思うんです。私が頭にきたのは、駅長名であそこへ看板出してあるんですよ。一般車両はここへ駐車をしないでください。送迎もしない、ここへ乗り込んではいけませんというような文句、まあそういう文句ではないですけどね、それに等しいような文句の看板を立ててあるけれど、それを立てたといったら、それを市の方が借りているわけなんです。そこへ駅の諸がそれを立てて止めるなっていって、一般の車両が入ってくるのもお客ですからね、駅にすればね。それですから、あそこの看板を立てるんならJRの人も雪ぐらいなんとかせいと、こう言いたいぐらいだったんだけれども。それができないというのも・・・これは確かに都市計画課でついているわけにもいかないし、というのはわからないわけじゃないんです。もう少しあそこを専属で使っている人たちのモラルの問題だと思うんですよ。タクシーの運転手なんかあそこへ10人もとぐるを巻いてて話はして、車の中へよりあって話はしているけども、雪消しするよったてもないし。バスの運転手はこの間なんか、この庁舎の脇のそこへバスを止めてて、それであれしているっていったような仕掛けですからね。だからもう少しなんとか指導をしてもらうような方法はないのかな、というのがあつたんですよ。

中俣 誠君 153ページで、ちょっとまた大和の方のさっきの像じゃないが、またそんなのを聞くのかと言われるかも知れませんが、浦佐駅前の管理の件ですけれども、関係があるのかないのかを含めて教えていただきたいと思います。一部週刊誌等で前に立っている私がものすごく尊敬している田中角栄先生の銅像のことが、こう取りざたされております。井口市長さんの名前などもそういう中へ出てきているわけですけれども、市としてあの施設と敷地と塔に関係があるのかないのか。私はあの銅像というのは、本当に前通るたんびに手を合わせて通っているわけですけれども、銅像に屋根がかかれば地蔵さんになるなんて冗談を私は言ってきたことがあるんですけども、その件について何かあるのかないのかを教えてください。

市長 あそこは土地は旧大和町に寄贈された土地でありまして、ですのでその財産をそっくり引き継ぎましたので市の土地であります。ただ銅像につきましては、今ご承知のように任意の団体の方々が、いつもこう管理をしていただいているところであります。そういう意味では全く関係をしていないというのが現状であります。

中俣 誠君 全然関係なくて、土地が市の今度財産ということですので、井口市長さんも私と同じ以上に尊敬している人だと思いますので、あの尊敬する人に泥が塗らないようにぜひこう市長さんからも慎重に対応をして、存続をしていっていただきたいと思います。それで終わりです。

笠原幹夫君 145ページ除雪の関係ですが、今年は思いもかけぬ豪雪で、除雪費もかなりかかったわけです。16年度予算で誠に恐縮ですが、だいたいどのくらい現時点でオーバーしているのか、お聞かせ願いたいと思います。それから国交省が豪雪対策ということで、県下で40数億円ですか、割り当てがあったようです。これは特交か何かに入ってくるのかと思いますけれども、だいたいどのくらい入る予定なのかお聞かせ願いたいと思います。

それから機械除雪の項目がありますので聞きたいんですが、現在業者に委託をして除雪をお願いしてるわけですが、この委託の条件というかそういうこととの関連でちょっとお聞きをしたいんですが。ドーザーやそれからロータリーもそうでしょうけども、オペレーターと助手といいますか、これが乗っているわけですが、これは道路交通法に基づいてそういう措置をしているのか。あるいは委託契約の中で助手をつけなさいということになっているのか。あるいはつけなさいとは言っていないのか。まずそれをお聞かせ願いたいと思います。

除雪の関係はそれだけですが、あと159ページですか、ポケットパークですが、12万2,000円くらいですから、いずれにしてもたいした金額ではないんですが、住民から見てあんまり評判がよくないんですね。何であんなところへ非常に高い土地を使って、どうも公園にしてはちょっとその使い勝手の悪いような感じだ、という声が非常に多いんです。これはたまたまラッパ口の関係でやったら、残地がでてしまったということで、ほかに活用もできないのであいう形にしたということなのか。あるいはあそこではきちんとこういう理由があって公園を作ったということなのか。この辺をひとつお聞かせを願いたいと思います。以上です。

建設課長　　まず最初に除雪費の件でございますけれども、すいませんがはっきりした額はあとでまたお知らせいたしますが、3月の補正で約2億1,000万円くらいですか、補正をさせていただいたと思っています。新市の当初の予算が確か2億円ちょっとだったと思います。ですので合計で4億円ちょっとの数字になると思いますが、ご承知のように今年はそのごく雪が多かったものですから、春の押し戻しの経費等も含めると、だいたいそのぐらいの費用はかかるのかなということで予想をしています。

それから2番目なんだったか、委託条件の件ですか、委託除雪費の。(「特交の関係です」の声あり)特交の関係ですか。特交の関係は、昨日だか連絡が入りまして6,200万~6,300万円確か・・・あとでこの件は財政の方で答弁するそうです。

それから委託条件でのオペレーターをどうするかという件でございますけれども、これは委託条件の中で、オペレーターと助手を乗ってくださいということでしてあるはずでございます。

財政課長　　除雪費の交付金というような交付税というようなお話でございましたが、先般新聞で報道されましたあれは、補助金ということで県の方から、特に豪雪であったというようなことで、5,500万円ぐらいの金額が来るであろうと。まだはっきりした通知が来ておりませんのでわかりませんが、その程度の金額が来る予定になっております。

都市計画課長　　ポケットパークの件ですけれども、あそこにもどうしてもポケットパークを作らなくてはならないという必要性につきましては、私はないと思っています。残地が当然あの買収の時点で残地がちょうどよく必要最小限の土地が手に入れば、これはいいんですけども。それで県の方ではその残地を利用して、沿道沿いの憩いの場として作りました。その後の維持管理については市の方でやらなくちゃならないというこういう性格のもので。

笠原幹夫君　　除雪の関係ですが、その金額についてはわかりました。それで助手をつけなくてはならないというのは、その委託契約の中で謳ってあると。当然助手の単価も積算をしているわけですね。当然ね。はい。それだけ聞いておけばまたいろいろ対応ができますので。

それからポケットパークの件ですけれども、確かに見た感じでは残地が余ってそれがどうしようもないと。普通の残地にしてはちょっと大きいし、そうかといって何かするには小さいしという関係でああいう形にしたのかな、という想像はつくわけですけども。しかし坪単価が非常に高い場所ですから、どうもあれはいただけないなという感じがするわけですよ。何かほかの活用ができないのかと。

それともう1つは、今はまだ始まったばかりですからいいんですけども、国道のポケットパークとは言わないけれども、真ん中のあたりに縁石でこう囲って何かいっぱいありますよね、砂利を入れてみたり。ああいうのが非常に維持管理が悪いんですね。まあ1年目ぐらい確かにきれいにしておくんですが、2年目3年目になると草ぼうぼうになってみたりまあ本当に。家の近くなんかは、砂利を入れてみたり、またとって土を入れたと思ったら、また次は砂利に変えたり・・・何をしているんだという感じがして、それで近所の人が非常に

一生懸命手入れしているから、かろうじて保っているというあれで、こういうポケットパークみたいなのは大きな公園と違って、どうしてもその手が抜けてしまうと。あそこがごみの山になってしまうという危険性があるわけですけども。こういうポケットパークというのは、今後国が作ろうが県が作ろうが、市はそれを維持管理はまかなわなければならないという、そういうことになっているんですか。いわゆる国・県が作るには作るけれど、あとはみんな地元にかかせっきりということなんですか。その点だけひとつお聞かせ願いたいと思います。

都市計画課長 田中町の県道十日町六日町線のポケットパークの話がこう出ているわけですけども、笠原さんにとっては非常にできのあまりよくない公園だとこういうご指摘がありましたけれども。作ったやつを今現在どうこうというわけにはいきませんので、将来にわたって市の方で維持管理をしなくてはならないかなと、そういうふうに考えています。それで国が作ったこういうもの、それから県が作ったこういうもの、こういうものについて市の方で、全部自治体の方でもって維持管理をしなくちゃならんかと、こういう話だと思うんですが、国の作ったものにつきましてはほとんど自治体で管理しているのはないはずですが、ただ県が作る場合は、その地元の自治体が維持管理をするというのが前提になります。地元の自治体が維持管理をするから、じゃあ県の方で作らしようと、そういうふうになります。それが一般的といいましょうか、今までもそのようなかたちできています。今後もそのようなかたちで行くと思います。

議長 皆さんにお願いを申し上げます。発言を求める前にここに議席番号の議席表があるんですけど、その数字は小さいし、ここからは見えないし。ただ議長と言われても顔はわかるが番号がわからない。「議長何番」ということをやはり基本にして発言を求めてください。

岩野 松君 ありがとうございます。苦言2件なんですけれども。今年は除雪というか雪が非常に多かったために、しかも地震がありまして、そのために揺れに対する苦情があつちからもこっちからも聞こえてきました。特に六日町管内の17号線、それから駅西の除雪をトラックで運ぶ場合、すべて魚野川に入れるのか、なかつたやのあの通りがすべて通りました。特に一晩、夜中じゅう通っていることもあったそうです。本当に何か近所の方はあらゆるところに苦情を言ったそうですけれども、結局雪が消えないうちは駄目で、ずっとあれされたんですが。夜中は一晩だけだったそうですけれども、せめてそういう時に回覧板ぐらい回してほしかったなという声がありました。それが1件です。

それから六日町大橋の渡り初めの件なんですけれども、残念ながら本当に渡り初めの時地震のために中止になったというふうに私も聞いていましたが、本当に関係者だけでそれと神主との間では、渡り初めのことがあったようで広報にも載っていましたが。民間の方の両側からの渡り初めの三世代ですかの人は、本当にありがたい名誉なことだということで期待して待っていたんですけども、それにはあずかれなかったということで、電話一本きただけで。それはそれでしょうがないんですけども、できたらやったんだったら、「こういうかたちでやりますけど、どうでしょうか」ということもあって欲しかったなということで、以上2件

です。

市長 雪の件はどういう事情であったか知りませんが、これだけの豪雪時の中で一生懸命その除雪をしているわけですから、まあまあご不満はご不満として受け止めておきますけれども、そういうことを言われ始めますと、もう何もできないという状況がありますので、もしそういう話ありましたら、やっぱり事情を説明していただくと、議員の方からものですね。そのくらいの配慮をちょっといただければと思います。

もう1つ渡り初めの件ですけれども、これは地震後に中止をしましたが、このままではやっぱり駄目だということで、そのなぜやったかということ、お祓いでやったんです。お祓いで。お祝いでなくてでお祓い。お祓いの意味を含めてやったということで、当然ですけれどもお祝いの意味は一切除いたということでもあります。ですから三世代の方も当然お招きできなかったということでもありますので、それもひとつご理解いただきたいと思います。

議長 先ほどの43番の浦佐駅の質問のところから、今ほどの10番の質問は、今回は予算審議ですので、別の機会あるいは一般質問の機会に、そういう発言をしていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

駒形興一君 私も除雪関連ですが、私は逆に今年合併をした初年度、私の地域では非常に除雪がよかったと思っています。道路の幅いっぱい除雪ができて、何回か豪雪の日に私も朝、近隣集落を見たわけですが、非常に除雪がよかったというふうに私は感じています。また非常にこう除雪費が重なった中で、若干農林予算との関係が出てくるかと思うんですけども、ここに実際に項目があがっているわけではないんですが。実は59豪雪の時に、非常に農道の関係が残雪が多くて、消雪剤をまいて畑が出て、まだほかに1メートルぐらい残雪が残るんですね。そうすると畑そのものは雪が消えても、そこにスイカの苗を植えようとしても植えられないと、行けないという現象が起きました。記憶ですとだいたい1メートルぐらい残雪のある中で植えた経験がございます。そういう意味で、今年はこの消雪、雪消えの状況をみながら、またスイカ組合あるいはJAとの協議の中で、そうした幹線農道のロータリー除雪ということも、ひとつ一考していただきたい、というふうに要望させていただきたいと思います。これあくまでも残雪の具合、それからスイカ組合等あるいはそういう関係者との協議の上で結構なんですけど、そうした場面が出てくるかと思しますので、ひとつぜひこれをひとつお願いしたいと思っております。

もう1点簡単なことなんですけど、この維持管理事業費の中で、電気料の軽減を図るために、感知機、スノーコンの設置の予算が、大和町当時は出ておったんですが。これがないようですが、これもかなりの金額の要望が出てくるのかなと思われそうですが、この点についてお伺いいたします。以上。

建設課長 前段の農道の雪が残った場合の除雪の件ということでございますけれども、今年は大変豪雪でございまして、今の雪消えの予想がだいたい4月末頃とかなんとかと言われております。それでその除雪をするようになるかどうかというのは、その時の状況を見ないとわからないわけですので、その時の状況を見て、もしそうした事態になった時には農林課

とかそういうところと協議をして、必要であればある程度は実施せざるを得ないのかなということ考えていますので、お願いしたいと思います。

それから感知器の件でございますけれども、さっき説明がちょっと不足でありましたが、145ページの消融雪施設の修繕工事費の中に、そうした感知器等の予算も含んでいるということでご了解いただきたいと思います。

駒形興一君　ありがとうございます。是非そうしていただきたいと思っておりますが、それまでひとつロータリー車の整備を行わないように。整備済みで格納してしまうと、また大変ですので、それらを含めてひとつお考え願いたいというふうをお願いをしておきます。

南雲淳一郎君　145ページ、橋りょう除雪について建設課長にお願いをいたします。私の集落も関係しており関心がありますのでお伺いします。橋りょう除雪につきましては、この表記からいきますと、市直営であるということ。それから大変危険な作業であるから、万一の時は市が責任を持つということによろしいですね。そこでうんと言ってもらえばいいから。いや立つのはいらぬ。よろしいですね。

建設課長　橋りょうの除雪、それから雪途開通ということで、地域の皆さんにお願いをしている箇所が全体で24ヶ所ほどあります。それで今回下原新田の区にお願いをしてる……

南雲淳一郎君　いや、一般論でいいですから。

建設課長　一般論でいいですか。賃金を払ってお願いをしているわけですので、事故、作業中の事故等には十分こう注意をしていただきたいと思っておりますし、そういうふうをお願いをしたいと思っております。それで万が一、事故等が起きた場合ですよね、そうした場合にはこちらでお願いをしている側でございますので、当然責任はあると思います。その時の状況にもよると思いますが、通常はこうした場合ですと、町が入っている全体の保険とかそういったものは、なかなか適用にならないというのが実情だと思います。そうした保険は市側に瑕疵があったと、まあ適用になりますけれども、そうでないとなかなか適用にならないということでございますので、こうした作業中の事故等につきましては、労災保険の適用等になろうかと思っております。以上です。

南雲潤一郎君　土木費見てみますと、こういう草刈りだとか、あるいは消パイの点検だとかというメンテナンスの部分がいっぱいあるわけですが、ほとんどは委託契約ですね。逆にこの部分がどうしてやっぱり直営にならなければならないのか。費用対効果でこれがベターだということなんですか。

建設課長　消融雪の管理とか草刈りにつきましては、委託の方でやらせてもらっています。直営でやるよりもそうした委託の方でさせていただいた方が、経費的にもおそらく安く上がるということだと思います。

南雲潤一郎君　いやいやだからこれがなんで委託にならないんだと。橋りょう除雪は。

建設課長　橋りょう除雪につきましては、いろいろ過去の経緯等があつておそらくこうした計上になっていると思います。今回、事故等の懸念もされているということでございますので、今後はそうしたこともじゃあ検討してみたいと思っております。

南雲淳一郎君 予算を作るときにいろんな要素があると思いますけれども、1番はやっぱり費用対効果じゃないでしょうかね。前例に踏襲したというようなふうに聞こえますけれども。もう1度その辺をお願いします。

建設課長 雪途開通費それから橋りょう除雪につきましては、付近の狭いところとかそういうところをお願いします。それから地域の皆さんも使う道路でございますので、俗に言う道踏とかそうしたかたちのことを、ある程度市の方も経費を負担してお願いをしているということでございますので、そうした点もご理解をいただきたいと思っています。

遠山 力君 それでは1点お伺いします。145ページのやっぱり除雪のことなんです。今年は大雪で、業者の方もそれから担当の方も一生懸命やっていただきました。それでもっていくらやってもあれほど降ってしまうと、やり残しができるわけですよ。できないところが出ます。ただそれを区長さんなり私なんか聞いて、担当のところへ行くと、知らなかったということが出てきたわけなんですけれども。そうしますと区の皆さんから私なりのところへ来て、それからまた担当へ行って、それから手当てをするとやっぱり3、4日かかってしまう。そうすると雪はどんどんどんどん積もっていきますので、今度は手がつけられなくなる。そういうこともありますので、私がここで聞きたいのは25億円かけて委託しているわけですから、これは全線を・・・(「2億5,000万円」の声あり)2億5,000万円ですね。全線を除雪するというので委託しているわけですので、業者は当然、「ここはできませんでした」というのは、担当の方に教えるべきだと私は思うわけです。報告するべきだと思うわけです。そうすればそこができなかったか、そしたらじゃあどこか手が空いたところから回せるし、早く手が打てるわけです。そういうことをしていただけるようなシステムになっていないのか、いるのか。それから俺ら1回で済む、俺は捨てたいから、それについて今後どうするかということをお聞きしたいと思います。以上です。

建設課長 除雪につきましては、除雪組合の皆さんに委託をして市内を行っていただいているという内容です。それで当初、除雪会議の時に、そうした点についても十分注意をしてくださいということをお願いをしていますが、今回の場合には雪があまりに多く降って、業者の方も本当に寝ずで除雪をするというようなことがあったと思います。そうした点でちょっと連絡が不徹底といいますか、不備になった点もあろうかと思っておりますので、今後はそうしたことのないように十分にお願ひしたり注意をしたり、それから担当の方でもパトロールするように、ちょっと常時気をつけたいと思います。

若井達男君 除雪でなくて申し訳ないのですが、161ページの市有住宅管理費ということ。これ直接市長の方から確か返事をいただいた方が簡単でいいかと思っております。これ東泉田にもとの教員住宅跡だと思っておりますが、27戸あります。そしてここはだいたいスペース的になかなかゆったりはしてない、2人もしくは1人くらいのスペースでちょうどいい住宅になっています。それでこの今の市有住宅、この募集になった時には、多いときで20倍からあるので22倍、24倍、少なくとも14倍とか出ております。そういうことで、一言で簡単に言えば、あと2棟 これ県有ですか であると思っております。それで確かにこ



れは中に居住者もいるものですが、長期の方はなく、それぞれ2年ないし3年でやっておりますので、これが1棟にまとまれば1棟がそっくり空くわけです。これはたぶん12月の一般質問でも取り上げられた議員がおりまして、1人住まいもしくは2人住まいの公営住宅の入居がなかなか難しいと。そういうことで市として考えられないかと一般質問でも取り上げられておったわけですが、こういうことに市が手を付けていけば、今のこの住宅難がそれなりに解決されます。

それで普段出てきております公営住宅の間取りは、だいたい6畳、4.5畳それと6畳のキッチンということで、県営住宅になった町営住宅が建設されているわけですが、そこに先ほど言った24～25件の応募があったとしても、1人住まいにはなかなかそれを供用しにくいと。選考する方も4人、5人の方がいればどうしてもそちらを選考せざるを得ないと。それをじゃあ次回に待っておってそういうのがまたその1人住まい、もしくは母子家庭、そういった2人、3人の人たちに充当できるかといっても、なかなか同じ繰り返しなものですから回ってこない。そういうことを考えると、この市有住宅については、あそこは市の方で十分に一考を要するに値するということだと思います。

合わせてこの市有管理は、平成12年たぶん12月からその前にリフォームをされて、県は当時はもてあましておって、町でなんとかやってくれないかというところを、町が手を入れた住宅だというふうに私は当時から考えておるわけですが。市長、その辺はこれからその1人住まいもしくは母子家庭のそういった少人数用に、この市有管理を今以上に増やしていけるいいチャンスだと思いますがいかがですか。

市長 今現在何といいますが、ある部分を若干ずつでも改装しながらという意味であれば、それはわかります。ただあそこも今満杯でないかね、そうだね。全部入っています。先般1名の方が亡くなられて、今度は募集するんですか。そんな状況で満杯なんです。じゃあそこに何か建てるというそういう意味ですか。(「いや、ほかの使っていない、まだ市有管理でないやつがある」の声あり)県の残りがまだあるというんですか。それはじゃあちょっと調査をして、使えるものであればやっぱり使わせていただきたいと思います。はい、ありがとうございました。

関 忠良君 私、160ページの国土調査についてお伺いします。これは一般質問でも取り上げまして、市長は今後取り組んでいくということで、ここにも19年度から開始すると、その準備予算として今回100万円そこそこの予算があがっているわけですが、私はこの国土調査、大変大事なことだと思いますけれども、いずれにしてもかなり長期的なプロジェクトにならざるを得ないというふうに考えております。現在例えば先般のお話では、旧大和地区も残っておりますし、それから、この六日町地区では市街地がかなりいっぱい残っているという報告でした。今度は塩沢を含めると、どういうことになるのか。この調査は始めると途中でやめるというわけにはいかなくなるんですが、こういう点についてのその今回のこの調査を開始するという中で、どういうその予定を持っておられるのか。長期的な展望を含めた市長の所見を伺いたいと思います。

建設課長 では私の方から最初の当面の予定等について、若干お話をさせていただきます。今現在残っている面積でございますけれども、六日町地区が平地部分で57.44、山地を含めると145.71残っています。大和町地域につきましては、平地部分が2.31、山地部分を含めると78.62ということで残っているわけです。当面は平地の部分を進めていきたいということで、平地の部分57.44プラスそれから大和町地域の2.31の部分をやりたいということで考えているわけです。今現在のその作業にどれくらいの費用がかかったり、時間がかかったりということだと思っております。概算になりますけれども、その面積に想定した費用をかけますと、全体で約15億円くらいかかるという今のところの予定です。ですので、最終的には市の負担というのは特別交付税も含めて5パーセント負担ということになると思います。

一度に作業を進めるといのはなかなか大変だと思いますので、平地部分の作業を進めるについても、やはり相当の期間がかかるのかなということで今考えています。今現在のその新市の建設計画の中で予定している予算というのが、当面はこれは4億円ということでございますので、相当の年数がかかるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから塩沢町を含めたあとどうなるかということでございますけれども、塩沢町さんの方はすでに国土調査が終わっておりますので、この予定についての大幅な変更はないのかなということで思っております。

関 忠良君 この旧大和地区が2.31パーセントということは、これは後山、辻又をさしているんでしょうか、確認をいたします。いずれにしても平地を中心にやりたいということとあります。しかし今、国土調査、これは予算に絡むことですので補助事業を取り入れるということになると、市独自の要望だけでは解決しない。私は相当長い期間のプロジェクトにならざるを得ないというふうに思います。

そういう中で、特に今、高規格道路ですか、もう施工されるようですけども、ほとんど山林なんかはほとんど手がついていないというのが実態だと思うんです。大和町の五箇地区だか一部やりましたけれども。しかしそうした中で、すでに持っている所有者の境界がわからないという現実が進行していると。そういうことも含めると、山の中に公共事業が入った時もなかなか大変な自体が生まれてくるんじゃないか、そういう懸念もいたします。

そういう点でいずれにしても、きちっと調査を1日も早く終わらせる必要があるということとは、非常に緊急の課題である。特に山林なんかは緊急の課題ではないかというふうに思うわけですが。この点については一気にできることじゃないから、平地からといえばそれもやむを得ないことではしょうけれども、そういう点について、改めてひとつお考えをお伺いすると同時に、そうするとこれはその建設計画の中の合併特例債なんかも適用されるということでしょうか、確認いたします。

市長 一般質問でもお答えしたとおりでありまして、必要性、重要性は十分に認識しておりますけれども、なかなかその金銭的な部分も伴いまして、思ったほどぱっぱつとやれるということではありません。ただ国土調査も始まりますと、その事前の調査が非常に

大変なんです。事前が。今おっしゃったように境界確定とか、そういうことが大変なんですけれども、それが確定をすれば、ある程度あとは機械にたよればいい部分が相当いっぱいですので、そんなに向こうが見えないほどのものすごく長期に、なんてことにはならないと思うんです。わかりませんが、そういうことだと思っております。

その財政的な面はちょっと財政課長から答えさせますが。ただ山が、まあまあ確かにその山林部分が、高規格道路なんかもそういう部分がありますけれども、いろいろ申し上げても、この六日町の市街地、それから大巻部分、これらがやっぱり最優先。これを早くしないとやっぱり課税上の不均衡がまだずっとこうあるわけですので、そういうことも含めてやっぱり市街地、平地がまあまあ中心になって進めていこうという思いであります。

財政課長 国土調査事業のその財源の考え方でございますが、先ほど担当課の方からも話がございましたように、いろいろ補助事業があって特交でみてもらえとかいろいろなことがあって、実質的には地元負担が5パーセントぐらいというようなことの中で、と合わせて特例債そのものは建設事業に充当されますので、国土調査事業が、実際的な工事の關係の事業でないということで、多分あたらぬということでございました。

それから合併の補助金で、ということでございますが、これはまだきちんとこの事業で、とうようなことでは県と協議しておりませんので、今のところわかりません。ですので合併補助金の件については保留にさせていただきたいと思えます。

大久保栄一君 157ページの河川公園の管理費と奥只見レクリエーション都市公園の管理費のことでお伺いします。河川公園が、旧大和で2ヶ所だったと思うんですけれども、全体では5ヶ所ということで説明を受けております。旧大和で2ヶ所の時に、218万円を計上しております。それで5ヶ所になっても328万円ということは、従来どおりの河川公園の維持管理ができないかもしれないと。あるいは金額にあった管理をするしかないということでしょうか。

それと、奥レクの関係ですけれども、これも最近非常にそのどんとどんとエリアが広がったり、植栽も本数が、大変な量がされております。その中で約300万円くらいでしか増額されておられません。その点について、課長も歳入の時もちょっとあやふやだなと思ったんですけれども、歳入に見合ったその管理するよりほかはないだろうというような、しっかりとした管理ができる、これだけの金は必ず欲しいんだ、というその簡潔な答弁を聞きたいんですけども、その辺のひとつご返答をお願いします。

都市計画課長 まず河川公園の管理費の件ですけども、先ほど話しをしました5ヶ所あります。旧大和2ヶ所、六日町3ヶ所、そういうことでありまして、これの5ヶ所の328万9,000円と、こういう予算の中で担当課とすればやりくりをして管理をするつもりであります。予定であります。

次のレク都市公園の管理費ですけれども、3,530万円であります。これにつきましては従来は買い面積に応じてある程度の率で、県の方の委託費が伸びてきた時期がありましたけれども、昨今は非常にその前年度並み、さらに5パーセント削れとか、そういうその事態

が発生をしています。今回のこのレク都市公園の管理費につきましては、理想論から申しますと、もう900万円欲しいお金と、こういう認識であります。

大久保栄一君 わかりましたが。ということになると、河川公園の管理については去年よりそれなりに、管理が後退するという認識を持っておられるわけですね。その点をひとつ一番心配なんですけれど、今後それがどんどんと毎年こういうことになると、とんでもないその状態になるんじゃないかと。作っている時はいいですよ、みなさん。作ってしまっただけからが大変です。奥レクの問題だってそうですね。今も課長も900万円も足らんということですから。県の方へ、強烈にひとつアピールしていただいて、この公園というのはそのそれなりの私どもの宝、財産になると思いますので、頑張ってください。要望しておきます。終わります。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第8款、土木費に対する質疑を終わります。第9款、消防費の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う。)

建設課長 (説明を行う。)

議長 消防費に対する質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお願いをします。FMゆきぐにの説明がなかったんですけれども、これはどこまでどういうふうにするのかちょっとお聞かせください。

総務課長 FMゆきぐにに対する設備整備の補助金でございます。FMゆきぐにが現在出力10ワットを200ワットに電波をこう上げると、こんな計画を持っているそうでございます。要望としては多くの要望をいただいているところでございますが、打ち切りといいますが、打ち切り52万5,000円の補助をさしたいということでございます。

FMゆきぐにの利用につきましては、災害時に今後防災計画を作る中でかなり重要な位置づけを担っていただきたいということで、今考えております。防災情報の発信については、やはりいろいろな方法、防災無線等を整備しても各家庭に情報が届くというのが非常に難しい状態でございます。そういう中で、今FMゆきぐにの電波利用が一番いいのではないかとということで、いろんな関係機関と今、協議を始めたところでございまして、具体的な内容につきましては、今後コンサルを入れいろいろ専門家の指導をいただく中で決めていきたいと、計画を立てていきたいと、そんな状況でございます。

遠山 力君 今ほどのことに関連しますけれど総務課長、10ワットを200ワットとおっしゃったんですが、あれは20ワットですよ。それで私FMゆきぐにから聞いたんですけど、20ワットにすることは確かにいいことです。八箇峠の方は20ワットにすれば確かに強くなります。だけど浦佐の方なんかではどうしても聞こえないところがまだいっぱい残るのです。それでFMゆきぐににしてみれば、できれば大和のどこかいいところにアンテナを建てたいということで、相当金もかかりますけれども、総務課長がおっしゃったように

防災上大切な放送局でありますので、今年は駄目だかもしれませんが、ぜひお考えいただきたいと思います。将来のことで申し訳ないのですがちょっとお願いしたいんですが。

総務課長　　ちょっと答弁失礼しまして10ワットを200ワットと言いました。20ワットに出力アップでございます。それでまだそういたしましても、電波の不感地区、今ほど言いましたように浦佐の下とか、それから旧六日町地区の五十沢南部、この辺が現段階では電波的に非常に弱いところだというふうに聞いておりますし、まだ今後協議していく中で、弱い箇所が出てくると思います。そういう部分についてどういう補完をしていくかというのも、今後の重要な課題だと思います。また電波塔等につきましては、これまた民間の施設の関係でございますし、また電波のどういう許可が出ていくのかということもまだまだちょっと勉強始まったばかりでございます。でございますので、今後いろいろ協議する中で検討させていただきたいと、こんなふうに思っております。

小倉一朗君　　その無線設備のことで、システムでちょっと確認なんですけど、各区に端末を全部配っていて、その説明は聞いていますが、そのグループ分けとか、普通は交通整理みたいなやつはちょっとどうなっているのか、それをちょっと確認したいわけなんですけど。

市長　　各区、南雲淳一郎議員の時とそれから種村議員の時に何かお答えしていると思うんですが、できれば各区の区長このところに全部その子機といいますか。それがとてもそれを全部設置しても、いわゆる混線ばかりして駄目だということらしいんです。ですので、その方法はまたこれからよく考えますけれども、ちょっとその各区に全部というのはちょっと難しい。置くには置けるんです。置くには置けますけれども、じゃあそれと会話、通話する時に、160いくつかですかね、区がある。それ全部とということその混線部分がありまして、それをどう解消するかということのを今検討中でありまして、詳しい話はまた後ほどにさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

樋口和人君　　すいません1点お願いをします。先ほどの防災無線というか、これのことなんですけど、今言ったように各細かい端末機はいいんですけれども、何というか野外で大勢の方にこう聞こえるような放送設備といいますか、そういったものも有効だと思うんですけれども、その辺のことはこの中へ含んである　まあまあ含んでいるというか、考え方として今後あるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

総務課長　　当初そういうこともいろいろ検討したり、いろいろ情報を聞いた中では屋外機につきますと、50メートルとか100メートルしか聞き取れる範囲がなかなか取れないと。そういう中で拡声器をいっぱい立てたとしても、また災害の時というのは雨とかそれからいろんな屋内を閉めた状況の中でありまして、屋内ではなかなか聞きとれない、費用はまた莫大にかかるということでございますので、今その方法は無理かなということなんです。知らせる方については、FMゆきぐにの利用とかああいうかたちで、拡声器よりかなり有効な方法があるということで考えております。今ほども市長が言いましたように、今度相手の方からの情報を得る手段が無線機をいっぱい持たせると混線してしまいまして、実際の業務にはなかなか支障が出てくるというような問題が今発生をしております、その部分を今後研

究課題だということで考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議長 以上で第9款の質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9款、消防費に対する質疑を終わります。

議長 お諮りします。本日の会議はこれにて延会したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会をすることに決定をしました。明日の本会議は9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦勞様でした。

(午後4時18分)